

令和 8 年 2 月 19 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 2 号



令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

令和 8 年 2 月 19 日 (木曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一  
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清  
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇 一 郎  
副 知 事 新 田 恭 士  
危機管理部長 渡 邊 卓 志  
企画振興部長 中 村 徹  
企画振興部  
交通政策局長 村 井 昌 久  
総 務 部 長 須 藤 俊 一  
県民文化部長 直 江 崇  
県民文化部  
こども若者局長 酒 井 和 幸  
健康福祉部長 笹 渕 美 香  
環 境 部 長 小 林 真 人  
産 業 政 策 監 田 中 達 也  
産 業 労 働 部 長 米 沢 一 馬  
産 業 労 働 部  
営 業 局 長 田 中 英 児  
観 光 ス ポ ー ツ 部 長 高 橋 寿 明

観 光 ス ポ ー ツ 部  
国 ス ポ ・ 全 障 ス ポ  
大 会 局 長 北 島 隆 英  
農 政 部 長 村 山 一 善  
林 務 部 長 根 橋 幸 夫  
建 設 部 長 栗 林 一 彦  
建 設 部  
リニア整備推進局長 室 賀 莊 一 郎  
会 計 管 理 者 兼  
会 計 局 長 柳 沢 由 里  
公 営 企 業 管 理 者  
企 業 局 長 事 務 取 扱 吉 沢 正  
財 政 課 長 塚 本 滉 己  
教 育 長 武 田 育 夫  
教 育 次 長 松 本 順 子  
教 育 次 長 清 水 寛  
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦  
警 務 部 長 長 瀬 悠  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉  
議 事 課 長 小 山 雅 史  
議事課企画幹兼  
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子  
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議 事 課 担 当 係 長 萩 原 晴 香  
議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子  
総 務 課 庶 務 係 長 村 田 吉 弘  
総 務 課 主 査 東 方 啓 太  
総 務 課 主 事 菊 田 彩 夏

令和8年2月19日（木曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

---

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

---

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和8年2月19日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和8年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第66号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第8号）案

第67号 令和7年度長野県公債費特別会計補正予算（第1号）案

第68号 令和7年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第1号）案

第69号 令和7年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

- 第 70 号 令和 7 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案  
第 71 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案  
第 72 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）案  
第 73 号 令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 2 号）案  
第 74 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）案  
第 75 号 令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案  
第 76 号 令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

---

### ●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、令和 7 年度一般会計補正予算案など予算案11件です。

一般会計補正予算案は65億7,241万 6 千円の減額であります。

増額する主なものは、今後の着実な施策実施に向けたこどもの未来支援基金、公立高等学校等教育改革推進基金、ゼロカーボン基金及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金等の積立てに係る経費のほか、最高裁判所判決を踏まえた生活保護費の追加給付に要する経費、降雪状況に対応した道路除雪費などであります。また、地方独立行政法人長野県立病院機構の安定した医療サービスの提供に向け、財政基盤を強化するための追加の出資を行うとともに、公債費の負担軽減を図るため、県債の繰上償還を実施します。

減額となりますのは、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴うものであります。

歳入につきましては、県税165億5,439万 2 千円、地方交付税89億2,405万 4 千円、地方消費

税清算金53億5,363万4千円を増額する一方、諸収入124億764万1千円、国庫支出金115億3,676万円、県債115億1,800万円を減額するなどしております。

本年度の一般会計予算は、今回の補正により、1兆1,123億2,601万9千円となります。

特別会計補正予算案は公債費特別会計など6会計、企業特別会計補正予算案は総合リハビリテーション事業会計など4会計であり、事業計画の変更などに伴う補正であります。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

---

### ●各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

自由民主党県議団代表丸山栄一議員。

〔50番丸山栄一君登壇〕

○50番（丸山栄一君）おはようございます。自由民主党県議団の丸山栄一でございます。会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

古くから「国は人にあり」と言われます。国も人々によって繁栄するという意味でございますが、国や地域の力は、そこに暮らす人々の安心と希望によって支えられるものであり、県政においても、県民一人一人の暮らしに目を向けた施策の積み重ねが何よりも重要でございます。

さて、我が国は、人口減少・少子高齢化の進行、物価高騰や人手不足の深刻化、さらには国際情勢の不安定化など、社会全体が大きな転換期に直面しております。

本県においてもこうした影響は例外ではなく、地域社会や産業、県民生活のあらゆる分野に及んでおります。特に、人口減少は全体に共通する深刻な課題であり、地域の担い手不足や医療・福祉体制の維持、産業基盤の弱体化など、将来にわたり縮小につながりかねない状況にございます。

また、近年頻発する自然災害や犯罪の巧妙化、多様化は、県民の安全・安心に対する不安を一層高めています。まさに、備えあれば憂いなしの言葉どおり、平時から備えと的確な対応がこれまで以上に求められております。

このような厳しい状況の中にあっても、日々の暮らしの中で安全と安心を実感し、将来に希

望を持って暮らし続けられる社会を築いていくことこそが県政に課せられた使命でございます。そのためにも、課題を先送りすることなく、現実を直視し、将来を見据えた政治判断と着実な実行が求められております。

以上の認識の下、県民の声を踏まえ、県政が直面する諸課題につきまして、以下具体的に質問してまいります。

最初に、県政運営の基本姿勢について伺います。

複雑化、多様化する行政課題に対応するためには、県民の対話を重視した県政運営が重要であり、将来世代に責任ある政策判断を行う姿勢が問われています。

今月8日に投開票のありました総選挙では、我が自由民主党が歴史的な大勝を収め、連立を組む日本維新の会を含めて与党で過半数を大きく上回る352議席を得て、高市政権は強い民意で信任されたところであります。この衆議院の議席の結果についてどのように受け止めているのか、所見をお伺いいたします。

振り返れば、第1次高市政権では、政権基盤が万全でなかったこともありまして、政権運営に当たっては、野党を含めた他の党との調整を余儀なくされました。各党の要求を一定程度のみ込んだ形の合意に基づき、暫定税率の廃止や、いわゆる給食無償化など地方の行財政に大きな影響を及ぼす政策転換がございました。

このたび、責任ある積極財政を掲げた自民党の圧勝により、第2次高市政権がスタートいたしました。日本列島を強く豊かにするための政策が強力かつスピーディーに展開されていくものと確信しております。政権基盤が安定した新政権に期待するものは何か、お伺いいたします。

知事は、「現場から、日本を動かす。」をスローガンに、昨年9月から全国知事会会長を務めておられます。それぞれ置かれている環境や考えが異なる各都道府県の意見、要望を取りまとめ、一定の方向性を打ち出し、代表として国と対峙するという大変困難な業務は、相当な激務ではないかと御推察申し上げます。就任後約半年が経過した現在の率直な感想をお聞かせ願います。また、この間の実績として挙げられるものは何かございますか。県政運営への影響や、フィードバックできたものはあるのでしょうか。加えて、今後の方針についてお伺いいたします。

去る1月19日に立ち上げられた国の第34次地方制度調査会において、人口減少時代に行政サービスを維持するための議論が始められています。また、昨年11月の県と市町村との協議の場における意見交換では、県内市町村に対する意向調査の結果として、公共インフラの維持管理、土木職員の確保、DXの推進、広域観光などについて課題と考えている市町村が多いということが示されました。地域社会は、今後も多様化、複雑化することが予想されます。その変化に即応した行政サービスを限られた職員数で提供していくことは、市町村にとって極めて困

難な状況ではないかと懸念しているところであります。

人口が減少する中で行政サービスを維持していくためには、これまで以上に県と市町村が連携を図っていく必要があると考えます。市町村との連携をどのように進めていくのか、市町村業務を支援、補完するという観点から所見をお伺いいたします。

次に、新年度予算について質問いたします。

新年度は、しあわせ信州創造プラン3.0の4年目に当たり、成果を出すべき大事な年度となります。プラン3.0の政策評価では、2年目までの成果として、主要40指標のうち半数以上の22指標が進捗率100%以上のAランクとなったものの、9指標がDランク、未達成とされています。引き続きプランの進捗を図っていく必要がございます。また、知事の4期目任期も残りあと半年となる中、これまでの取組を確かな成果へと結びつける極めて重要な年度となるわけです。

こうした状況の下で編成された令和8年度当初予算案、「未来を創る改革継続予算」について、どのような思いと姿勢で予算編成に臨まれたのでしょうか。また、その考え方を踏まえて取り組まれた新年度予算案の中で特に重点を置いた施策は何でしょうか。併せてお伺いいたします。

次に、長野県150周年記念事業について伺います。

150年という歴史は、単なる通過点ではなく、これまでの歩みを振り返り、その成果と課題を検証するとともに、100年を見据えた新たな県づくりの方向性を共有する重要な機会です。

11月定例会の提案説明で、県民が一体となって本県の価値や魅力を再発見し、共有し、磨き上げる1年とすべく、記念事業を多面的に展開していくとの説明がございました。8月には、松本市で記念式典を開催する計画も示されましたが、これまでの取組状況と今後の予定についてお伺いいたします。

この記念事業は、若者世代への本県の沿革、歴史の継承、地域の誇りの醸成につながる取組となることが期待されますが、その一方で、この事業は長野県民だけを対象とした内向きな事業にとどまるべきではないと考えます。

今後、本県におきましては、令和9年に善光寺御開帳、デスティネーションキャンペーン、令和10年には信州やまなみ国スポ・全障スポ、諏訪大社御柱といった大規模なイベントが控えております。これらを見据えて、本事業は未来へとつながるものとするべきと考えますが、どのように取組をお考えでしょうか。以上2点について県民文化部長にお伺いいたします。

次に、人口減少対策と地域活力の維持についてお伺いいたします。

人口面では、県内人口は約197万人と減少局面にあり、高齢化率は約33%に達しています。

さらには、2040年には人口が約173万人まで減少し、生産年齢人口は約25%減少すると推計されております。

このまま人口減少が続けば、労働人口の減少により、企業活動はもとより、医療・福祉、交通・物流など暮らしを支える様々な活動も継続が困難となるだけでなく、消費者人口が減少することで地域経済が縮小し、県内産業の成長力、競争力が低下し、賃金も減少することが見込まれます。さらには、地域の担い手不足により、互いに支え合うコミュニティの弱体化にもつながってまいります。

反面、移住したい都道府県ランキングでは長野県は20年連続で1位に選ばれるなど、人口の社会増が期待できる状況がうかがえます。豊かな自然環境や首都圏からのアクセスのよさに加え、新型コロナ禍を契機に働き方の見直しが進む中、地域に根差した温かな暮らしが多くの人から支持を集めております。知事も、各地域に個性があることが長野県の強み、オール信州で移住促進に努めると述べておられます。若者や子育て世代に選ばれる地域づくりを進めることが重要であります。そこで、若者の県外流出が続く中、移住・定住施策についてこれまでの取組をどう評価しているのか、知事の認識をお伺いいたします。

近年、地域づくりの担い手不足が顕在化していることを背景として、従来の定住人口の増加だけでなく、関係人口の創出拡大が重要な視点となっております。都市圏の人材による地方の副業や二地域居住、地域プロジェクトへの参画など新たな関わり方が広がりつつございますが、受入れ体制やマッチングの仕組みづくりが課題となっております。地域特性を高め、持続的な関係性を構築するためには、若者や外部人材が挑戦できる環境整備と地元人材の育成を両輪で進める必要があります。関係人口の創出・拡大を含め、地域の担い手を確保していくためには今後どのような具体的施策を強化していくのか、お伺いいたします。

人口が減少していく局面で最も心配される点は、若者の流出が続いていることであります。深刻な人材不足や消費の減少による地域経済の停滞が課題となっております。魅力ある雇用の創出、そして安心して働ける環境整備が急務であります。若者の地元定着を進めるため、雇用の場の確保や働き方改革について県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

本県においても出生数の減少が続く、少子化は一層深刻化しております。晩婚化の進行、経済的な不安、子育てとの両立の難しさなど、複合的な要因があります。

少子化は、将来の労働力不足や地域活力の低下につながる重大な課題であり、出会いや結婚に対する支援から、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援体制の構築が求められております。また、経済的な支援だけでなく、安心して子供を育てられる保育環境の整備はもちろんのこと、男性の育児参加の促進や地域社会で子育てを支える機運の醸成も重要と考えます。結婚や子育て支援など少子化対策をどのように強化していくのか、お伺いいたします。

人口減少・少子化の原因や地域に与える影響は、都市部と中山間地域ではその様相が大きく異なります。画一的な対策や他の地域で効果があった取組と同様の対策を講じて、必ずしも功を奏するとは限りません。

市町村が地域の実情に応じた施策を展開できるよう、県の支援と広域的な役割が重要であります。市町村との連携をどのように進め、地域特性を踏まえた対策をどのように展開していくとお考えでしょうか。以上5点、知事にお伺いいたします。

1月下旬に、長野県町村会から県に対して、県下全域の水道事業が将来にわたって安定的かつ持続的な経営ができるよう、県が旗振り役として主導的な役割を發揮し、広域化の実現可能性を高めるとともに、広域連携の取組を一層加速させるよう要望がなされたところであります。

水道事業は、市町村による独立採算制での経営が原則であります。事業収入の大部分を占める料金収入は人口減少の影響から大変厳しい状況にあり、今後その傾向はますます顕著になると見込まれています。

また、高度成長期に建設されました多くの水道施設は耐用年数に達し、施設の更新、耐震化が急務となっておりますが、財源の不足や専門的な人材の不足が深刻な課題となっております。

将来にわたって安定的に住民への給水サービスを確保していくためには、現在の経営形態の在り方自体を見直し、運営に必要な人材の確保や施設の効率的な運用を図り、経営面でのスケールメリットを生み出すために、広域化、また広域連携の推進が重要となってまいります。

もとより、水道法によって、都道府県では水道事業に係る広域連携の推進役としての責務が規定されており、本県でも水道広域化推進プランが策定されておりますので、広域化に向けた方向性については異論のないところでありますが、現状は、自治体ごとに事情も異なり、必ずしも議論が進んでいるとは言えず、具体的な検討は一部地域にとどまっております。今回の水道事業広域化に関わります県町村会からの要望について環境部長に県の見解をお伺いいたします。

次に、産業振興と地域経済の活性化についてお伺いいたします。

人口減少や人手不足の進行により、地域経済は厳しい状況にございます。加えて、原材料価格やエネルギー価格の高騰は、中小・小規模事業者への経営を圧迫しています。今後、経営の強化と持続的成長への支援が喫緊の課題であり、産業振興と地域経済の活性化は雇用の確保と若者の定着、地域の活力維持に直結する重要な政策でもあります。

成長分野の投資促進、DXやGXの推進、観光や農業、ものづくり産業への高付加価値化を図るとともに、地域の特性を生かした産業振興を図ることが必要と考えます。賃上げの動きも徐々に見られる中で、地域経済の好循環を生み出していくことが重要でございます。

本県には、これまで培われた製造業の技術力や豊かな観光資源などの強みもございます。こ

れらを生かし、持続可能な地域経済を築いていくことこそが必要と考えます。

そこで、お伺いいたします。

国では、強い経済を実現するため、昨年11月、内閣に地域未来戦略本部を設置し、今年5月頃までに政策パッケージを取りまとめるとしています。こうした動きも取り込みながら、次世代産業や成長分野の育成、地場産業の振興に向け、県としてどのような戦略を持って取り組んでいくのか、お伺いいたします。

県は、産業振興や人材確保、移住・定住促進、DXの推進などの施策を進めているものの、人材不足や施策の効果が十分に現場に浸透していない点が課題と考えます。

特に、中山間地では、人口減少と産業基盤の弱体化が同時に進行しており、地域特性を踏まえた実効性の高い経済対策が求められています。物価高騰や人手不足が続く中、県内中小企業・小規模事業者に対する支援策について、令和8年度はどのような点を強化していくのか、お伺いをいたします。

6月より施行される宿泊税の活用方法については、世界水準の山岳高原観光地づくりのため、納税者に税導入の効果を実感いただける内容とすることはもちろんのこと、市町村への交付金など県下全域に効果が行き渡るような公平かつ効果的な取組をする必要があると考えます。観光産業の回復と持続的成長に向けて、宿泊税の活用を含めた今後の観光振興についてどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、宿泊税導入を目前に控えて、宿泊事業者への適正な対応等についてお伺いいたします。

先ほども触れましたが、6月から本県において宿泊税の徴収が開始されます。宿泊税は観光振興の財源として重要であり、着実にスタートさせなければなりません。しかし、そのためには、県内の宿泊事業者が法令を遵守し、適正に営業していくことが大前提となりますが、現状では全国各地で宿泊事業に関する苦情やトラブルが後を絶ちません。

本県でも、軽井沢町において住宅宿泊事業、いわゆる民泊の利用客による騒音、ごみ出し等をめぐって住民トラブルが報道されており、昨年11月には、軽井沢町から県に対して、民泊事業の全面的な規制を可能とするゼロ日規制を認めるよう、国への働きかけなどについて要望が行われたところでございます。宿泊税の徴収開始前でございます。今こそ県として宿泊事業の適正化と事業者に対する厳正な対応を進める必要があると考えます。

そこで、以下3点、所見をお伺いいたします。

軽井沢町の要望にあるように、騒音や苦情の多い宿泊事業者に対して県として厳正な対応を図る必要がありますが、宿泊事業者に対する立入検査や指導について県はどのように行っていくのか。また、苦情が繰り返され、改善が見られない事業者に対して、営業停止や許可取消しなど、より強い措置を講じる必要があるかと考えますが、健康福祉部長に所見をお伺いいたし

ます。

軽井沢町から、住宅宿泊事業について地域の営業日数をゼロ日に規制する、いわゆるゼロ日規制を可能とするよう国への働きかけを要望されています。この民泊ゼロ日規制に対する県の認識と、地域の実情にそぐわない無秩序な住宅宿泊事業を防ぐために、より柔軟な日数規制やゼロ日規制の適用について国に要望する考えはあるのでしょうか。健康福祉部長にお伺いいたします。

宿泊施設の中には、無人で営業を行い、従業員の目が届かないケースもあり、これらが苦情や周辺住民とのトラブルのもととなっています。地域の生活環境への悪影響を防止するためには、トラブルの発生時に従業員が早急に対応することが重要であり、これには条例等による規制強化が必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、農林業政策の推進についてお伺いいたします。

長野県農業は、地理的特性を生かした果樹や野菜、花卉など全国有数の産地を形成し、地域経済や雇用、さらには国土保全や景観形成においても重要な役割を果たしております。一方で、農業従事者の高齢化と担い手不足は深刻であり、農林業センサスの速報値では、基幹的農業従事者は102万人で、2020年度の前回調査より25.1%減となっており、農業就業人口は年々減少しております。

高齢化と担い手不足の進行により、農地の維持や地域農業の継続が大きな課題となっております。中山間地の多い本県においては、担い手の減少はそのまま耕作放棄地の拡大やコミュニティーの衰退につながりかねません。

一方で、食料安全保障の重要性が高まる中、持続可能な農業経営の転換や、生産性向上やスマート農業の導入など新たな視点での構造改革が求められています。そのためには、意欲ある農業者の確保と育成を一体的に進めるとともに、法人化の推進や企業の参入も含め、多様な担い手を地域で支える体制づくりが不可欠であります。

加えて、肥料、飼料、燃油価格の高騰や異常気象による収量・品質低下、鳥獣被害の拡大など、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。また、高齢化と担い手不足の進行により、限られた人員でいかに生産性を上げるかが大きな課題であります。そのため、スマート農業による省力化と効率化を図ることが不可欠であります。

あわせて、単に生産量を追うのではなく、本県の気象や豊かな水資源などの地域特性を生かし、高付加価値化やブランド力向上を図る稼げる農業への転換が重要であります。省力化、低コスト化と収益力向上を両輪で進めることが必要と考えます。

近年、猛暑や豪雨、降ひょうなどの異常気象が頻発し、農産物の収量や品質に深刻な影響を及ぼしており、気象条件の変動が農業経営の不安定化につながりやすい状況にあります。加え

て、農産物価格の変動により、経営所得は外的要因により左右されやすく、将来の見通しを立てにくい環境が続いています。そのため、共済制度の充実、品目の多角化、計画取引の推進、農業による安定生産の構築など、リスク分散と経営安定を図る総合的な取組が求められています。

そこで、本県農業を持続可能なものとしていくためには、産地ごとに農地のこれからと担い手の確保育成をセットで考えていく必要があると考えます。企業の参入促進も含め、市町村とともに地域の理解を得ながらどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以下、農政部長に3点お伺いいたします。

資材価格や燃油価格の高騰により農業経営が圧迫されている現状を踏まえ、県としてどのような支援策を講じていかれるのか、お伺いいたします。効率化、省力化につながるスマート農業技術の導入や、共同利用施設の再編集約がますます重要となると考えますが、具体的な支援策についてお伺いいたします。異常気象や価格変動など、経営リスクの低減に向けた県の対応についてもお伺いいたします。

本県は、県土の8割を森林が占める全国有数の森林県であり、森林は、木材生産のみならず、水源涵養、災害防止、地球温暖化防止など極めて多面的な機能を有しております。しかしながら、林業分野においても、就業者の減少、高齢化、木材価格の低迷、再生林の停滞といった課題を抱えており、手入れの届かない森林の増加が将来的な森林機能の低下を招くことが懸念されています。

また、脱炭素社会の実現に向け、木材利用の拡大や、公共施設や民間建築物への県産材活用を一層進める必要があると考えます。県産材利用拡大は、林業振興のみならず、地域経済の活性化にもつながるものであります。

森林環境譲与税は、森林整備や人材育成、木材利用促進を目的として創設された重要な財源であります。本県においても、市町村が主体となり森林整備を進めるための貴重な財源となっています。一方で、専門人材の不足や事業実施体制の課題から、十分活用し切れていない自治体もあると指摘されています。森林は、広域的な機能を有しており、県と市町村の連携が不可欠であります。

そこで、お伺いいたします。

森林資源を循環利用し、林業を成長産業としていくために、どのような施策を重点的に推進していくのか、見解を知事にお伺いいたします。

以下、林務部長にお伺いします。

県産材の利用拡大を図るため、公共建築物や民間分野への活用をどのように進めていくのか、お考えをお示しください。新年度の森林づくり県民税の活用事業の計画はどうなっているのか

しょうか。また、森林環境譲与税を活用する市町村へのサポートはどのように進めていくのか、お伺いいたします。

次に、防災・減災対策と県民の安全・安心についてお伺いいたします。

近年、豪雨災害や台風被害の激甚化、地震への備えなど、自然災害への対応はますます重要となっています。本県は、地形的特性から、土砂災害や河川氾濫のリスク、道路寸断による孤立集落の発生など、地域特性に応じた備えと事前防災の取組強化が求められています。

また、防災・減災対策は、命と財産を守る基本的な行政の責務であり、ハード整備とソフト対策の両面から総合的に推進する必要があります。国土強靱化を着実に進めるとともに、自主防災組織の強化や防災人材の育成、情報伝達体制の充実を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現が鍵となってまいります。

そこで、お伺いいたします。

国は、昨年6月に第1次国土強靱化実施中期計画を閣議決定し、来年度から5年間でおおむね20兆円強を投入することとしています。県として、近年の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、県土の強靱化をどのように図っていくのか、知事にお伺いいたします。

河川整備、土砂災害対策などのハード対策について県としてどのように取り組んでいくのか、また、流域治水の取組を今後どのように加速させていくのか、お伺いします。

道路や河川、下水道などインフラの老朽化が急速に進んでいますが、管理する施設が多い一方で、市町村を含めた維持管理を担う人材や財源の確保が課題となっています。このような状況下において、今後どのように計画的かつ効果的な老朽化対策を進めていくのか。以上2点につきまして建設部長にお伺いいたします。

避難体制の強化や防災人材の育成について県としてどのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、医療・福祉の充実についてお伺いいたします。

近年、急速な少子高齢化の進行や医療・介護人材の不足、地域間の医療格差など、医療・福祉を取り巻く環境が厳しさを増しています。特に、中山間地域では、地域医療体制の維持や在宅医療の確保が課題であります。

医療・福祉の充実は、県民の命と暮らしを守る基盤であり、持続可能な地域社会を支える根幹でもございます。量の確保のみならず、質の向上と地域バランスを重視し、県と市町村が連携をしながら、誰もが安心して必要な医療・福祉サービスを受けられる体制整備が必要です。

そこで、地域医療体制を維持していくため、不採算部門への支援、医療機関の役割分担と連携強化、医師や看護師など医療人材の確保についてどのような対策を講じていくのか、お伺い

いたします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの充実や、そのための介護人材の確保にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

11月の定例会におきまして、共田議員の一般質問で、福祉医療費給付事業に関し、精神障がい者の入院医療費への対象拡大を求めた経過がございます。知事からは、令和8年度から制度化ができるよう取り組むとの答弁がございましたが、実現できたのでしょうか。また、それによる効果をどのようにお考えでしょうか。知事にお伺いいたします。

次に、公共交通の維持発展についてお伺いいたします。

人口減少や自家用車依存の進行により、鉄道やバス路線利用者は減少傾向にあり、運転手不足や燃料価格の高騰も重なって、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。とりわけ中山間地域では、通院や通学、買物など、日常生活を支える交通手段の確保が切実な課題であります。また、高齢化が進む中、免許返納後の移動確保も重要なテーマと考えます。公共交通は地域社会を支える基盤であり、持続可能な交通体系の構築が求められています。

そこで、お伺いいたします。

通勤・通学など移動の保証をし、自家用車に頼らなくても困らない環境を確保するために、デマンド交通や公共ライドシェアの整備など市町村の取組が欠かせません。いわゆる交通空白を解消するため、市町村等とどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

次に、脱炭素社会づくりの推進についてお伺いいたします。

気象変動の進行は、豪雨被害の激甚化や猛暑の常態化など、県民生活や産業活動にも大きな影響を及ぼしています。本県においても農林業や観光への影響が懸念されており、地球温暖化対策は重要な課題でございます。

本県は、豊かな森林資源や再生可能エネルギーの潜在力を有する一方で、脱炭素の推進には事業者や家庭への負担も伴います。環境対策と地域経済の両立をどのように図っていくのかが問われております。

そこで、お伺いします。

長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しに当たっては、温室効果ガス正味排出量を2010年度と比べて2030年度には6割減とするなどの目標を維持することとしています。これまでの取組を踏まえ、これらの数値目標は達成可能なのか、また、今後どのような施策に力点を置いて取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

長野県地球温暖化対策条例の一部改正により、床面積300平米以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備の設置義務化が盛り込まれていますが、建築主の負担増が懸念されます。県として本制度導入の意義と県民の理解をどのように得ていくのか、環境部長にお伺いします。

また、全ての新築住宅への誘導基準仕様の義務化については、資材高騰の折、住宅取得時のコスト増が懸念されるとともに、施工を担う県内中小工務店における技術的対応への影響も懸念されるところであります。県として本制度をどのように位置づけ、県民や関係事業者への理解をどのように得ていくのか、建設部長にお伺いいたします。

次に、山岳遭難の防止についてお伺いいたします。

山岳県である本県においては、登山者の増加や登山形態の多様化を背景に、山岳遭難の発生が後を絶たず、救助活動の長時間化、広域化も課題となっています。尊い命を守るとともに、救助に当たる隊員の安全確保の観点からも遭難防止対策の一層の強化が求められています。

山岳遭難件数は、3年連続で過去最多を更新しております。国内外から多くの登山者が訪れる山岳県として、誰もが安全・安心に楽しめるよう、山岳遭難の未然防止は喫緊の課題と考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、所見を知事にお伺いいたします。

次に、教育環境の充実と人づくりについてお伺いいたします。

我が国全体で少子化が急速に進行する中、本県においても児童生徒数の減少や家庭環境の多様化、価値観の変化などによりまして、教育現場を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、ICTの急激な進展や社会構造の変化により、子供たちに求められる力もこれまで以上に幅広く、かつ高度なものとなっています。

一方で、教育現場では、学力保証や不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな支援、ICT教育の定着、高校教育の魅力化など、多くの課題に同時に対応することが求められています。その負担が教職員に集中し、現場の疲弊を招いているとの声も少なくありません。こうした背景と問題意識を踏まえ、教育環境の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

県内における不登校児童生徒の支援体制について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置状況、教育支援センターや校内支援体制の整備状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、不登校の未然防止、早期の対応、学びの保障を一体的に進めるため、今後どのような支援体制を強化していくのか、お伺いいたします。

本県においても、令和8年度末を目途に部活動の地域展開について取組が進められておりますが、指導者の確保、受皿となる地域団体の体制、保護者負担や安全管理など、現場で様々な課題が指摘されています。こうした地域展開の現状をどのように認識しているのか、また、課題解決に向けて市町村や関係団体と連携しながらどう進めていくのか、お伺いいたします。

本県では、高校再編や少子化の進行を背景に、各高校がそれぞれの特色や強みを生かした魅力づくりが一層重要となってまいります。探究的学びやキャリア教育、地域や企業、大学と連

携した人材育成の取組について、現在どのような成果や課題があると認識しているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

本県では、GIGAスクール構想の下、1人1台端末整備が進められてきましたが、ICTを効果的に活用した授業の定着や教員の指導力の向上、端末の更新や通信環境の確保など、様々な課題が指摘されています。ICT教育の推進や学習環境の整備について今後どのような状況にあると認識しているのか。また、今後どのように取り組んでいくのか。以上の点につきまして所見を教育長にお伺いいたします。

次に、警察行政と県民の安全・安心についてお伺いします。

近年、特殊詐欺やSNS型犯罪など、手口が巧妙化、広域化する犯罪が増加し、高齢者を中心に被害が深刻化しております。また、交通事故は減少傾向にあるものの、高齢者ドライバーの事故や自転車事故など新たな課題も見られます。

さらに、本県ではツキノワグマの人里への出没が相次ぎ、県民の生活に大きな不安を与えております。県民が安心して暮らせる地域社会を維持するため、警察の果たす役割は一層重要となってまいります。

そこで、お伺いいたします。

県内における交通事故の発生状況について、近年の傾向をどのように分析しているのか、今後どのような交通安全対策を重点的に進めていくのか、お伺いします。

近年、人口減少と高齢化が進行しており、高齢者の増加や地域コミュニティの弱体化が進んでいます。それに伴い、高齢者を狙った特殊詐欺や、事もあろうか警察官を装った電話による詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺などによる被害が報道されているところでございます。手口が巧妙化する犯罪への対策について、県警としてどのように抑止、検挙を進めていくのか、お伺いいたします。

さらに、今後地域や金融機関、行政と連携した対策をどのように強化していくのか、見解をお伺いいたします。

県内における刑法犯認知件数の推移はどうなっているのでしょうか。その上で、子供や女性、高齢者が安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域見守り活動や通学路の安全確保、防犯カメラの活用など、地域住民が安心を実感できる防犯対策をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

近年、住宅地や市街地におけるツキノワグマの出没が相次ぎ、県民生活に深刻な不安を与えております。人身被害を未然に防ぐため、市町村や関係機関と連携した警戒態勢の強化、出没情報の迅速な共有、住民への注意喚起について県警としてどのように取り組んでいくのか、認識をお伺いいたします。

治安維持の最前線を担う警察官の確保は今後ますます重要となってまいります。一方で、全国的に警察官の志望数は減少傾向にあり、本県においても人材確保は大きな課題と考えます。警察官の人材確保や働き方改革の取組をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

老朽化した警察署、交番、駐在所の早期建て替え、改修をどのように推進していくのか。また、警察官の安全確保のための装備資機材の充実など、警察力の維持強化に向けてどのように取り組まれていくのか。以上、警察本部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）丸山栄一議員の代表質問に順次お答え申し上げたいと思います。

まず、県政運営の基本姿勢についてということで何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、総選挙結果の受け止め、そして政権基盤が安定した新政権への期待という御質問でございます。

今回の結果は、国民や県民の皆様方の思いや課題意識、言わば民意が反映されたものというふうに思います。特に、今回は高市総理に多くの皆さんがある意味期待されたのではないかというふうに思っております。

我が国は長い間停滞感や閉塞感に覆われてきたわけでありましてけれども、昨日の会見で、総理は、希望ある未来に向けて挑戦していこうというふうにおっしゃっていました。政権の方向性、いろいろな取組については、国民の間で様々な議論がある部分もありますが、今の閉塞感、停滞感、こうしたものを打破していただけるのではないかと多くのの方が期待したのではないかとこのように私としては受け止めております。

また、新政権にどのような期待をするのかということですが、この議場でも何度も申し上げておりますが、まさに今は大変革の時代だと。御質問にもありました人口減少の問題であったり、あるいは気候変動の問題であったり、様々な大きな課題があります。そうした課題にしっかり向き合って、未来に向けて将来世代のことも考えて政策転換を図っていくということが求められていると私は考えておりますので、この大変革の時代に当たって、大胆な改革を進めていっていただくことを強く期待しております。

ただ、そうした取組を進める中でも、我々地方公共団体を含めて、多様な意見、多様な民意にもしっかりと耳を傾けながら取り組んでいっていただきたいというふうに思っています。

我々全国知事会のスローガンは、「現場から、日本を動かす。」でございます。国政のパワーに負けることがないように、我々地方からも現場の声をしっかりと政権、国会につないでいきたいというふうに思っておりますし、国と地方は車の両輪で機能してこそ国民生活の安定が実現できるというふうに思っておりますので、長野県としても、全国知事会としても、そうした役割を果たすことができるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、全国知事会会長としての感想と実績という御質問でございます。

率直に申し上げて、知事会長は47の都道府県を代表する立場であります。それぞれの地域に、長野県にはないような課題も含めて、極めて大きな課題が存在しています。そうした課題に向き合って、地域、地方の声を確実に国に届けて実現を図っていく、そうした役割を果たしていかなければいけないというふうに思っておりますし、その責任の重さを常に自覚させていただいているところでございます。

また、地方六団体で結束して取り組むことも多くあります。都道府県の立場だけでなく、全国市長会、あるいは全国町村会、さらには都道府県、市町村の議長会の皆様方ともしっかりと連携しながら対応を図らせていただいているところでございます。

取組の実績ということではありますが、これまで国と地方の協議の場等で総理あるいは所管の大臣等に様々な要請、提言をさせてきていただいております。

例えば、昨年、第2回の国と地方の協議の場におきましては、経済対策において重点支援地方交付金の充実ということを求めさせていただいたところ、補正予算でかなり手厚い措置を講じていただいたというふうに思っております。

また、第3回の協議の場におきましては、地方一般財源総額の増額確保や公立高校への支援の充実を強く求めさせていただきましたが、こうしたことは、来年度の地方財政対策、それから当初予算に向けて反映をいただけたというふうに考えています。引き続き、地方の声、地方公共団体としての強い考えをしっかりと国に伝えていきたい。そして、国の行動や考え方をぜひ動かしていきたいというふうに思っております。

また、もう少し個別具体的な話で申し上げれば、昨年12月に私が一番時間を割かなければいけなかったのは、給食費などのいわゆる教育無償化についてでございます。三党協議で進められていたわけではありますが、最終的には政府と我々地方三団体、全国知事会、全国市長会、全国町村会代表者等で協議をさせていただいた上で、我々地方も一定程度納得できる国としての方針を引き出させていただいたところであります。

また、子供・子育て支援のナショナルスタンダードとすべきものについては、地方と協議して、国における制度化を政府において検討する。それから、地方にとって重要なテーマについては、十分な時間的余裕を持って丁寧に協議する。今回の反省点を踏まえていただいた上でこうしたことを政府の文書に明記していただいたところでありますので、今後、我々としては、こうした政府の約束をしっかりと果たしてもらえるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、会長として県政にフィードバックできること、県政への影響は何かという御質問でございます。

知事会長として、政府・与党、さらには野党の政策決定権者、政府の総理はじめ各大臣と様々な機会に対話させていただいておりますので、率直に申し上げて、国の動きはいち早く把握することができるというふうに思っています。それを県政に反映させることが可能になっておりますし、また、逆に、現場の声を伝えたり、特に長野県として先駆的にこんな取組をしているということも政府・与党に対してしっかり伝えることができているというふうに思っております。

私が知事会長に就任したときには、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、国・地方の役割分担の改革、地方自治・民主主義のアップデート、この四つを重点テーマとして掲げさせていただいておりますので、こうしたテーマそれぞれの施策を推進することができるように、また、国を動かすことができるように、47都道府県、ほかの都道府県知事とも結束して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、市町村との連携をどう進めるのか、市町村業務を支援、補完するという観点から所見を伺いたいという御質問でございます。

急速な人口減少の中で、特に本県は小規模な町村が多いわけでありますので、県として市町村の取組を補完、支援するなど、一層連携協力していくことが不可欠だというふうに考えております。

これまでも、保健師をはじめとする人的派遣や、このたび、木曾広域連合に県も直接参加して観光や交通を一緒になって取り組もうということを進めてきているところでございます。また、県・市町村の役割分担等を議論する行政体制最適化推進プロジェクトチームを設置して議論を進めているところでございます。三つの分野で具体的な連携策を検討し、今年の秋頃までには中間報告を取りまとめて、順次具体的な取組に移していきたいと考えております。

私が参加させていただいております国の地方制度調査会が動き出したわけでありますが、二つテーマがあって、そのうちの一つが、国・都道府県・市町村の役割分担というテーマでございます。長野県の取組を紹介させていただく機会もいただける予定になっておりますので、現場の声や地方の声を、地方制度調査会の国会議員のメンバー、学識者、有識者のメンバーの皆様方にもしっかりお伝えし、これからも市町村行政が未来に向けてしっかり発展できるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、当初予算編成に当たっての思いや姿勢、そして特に重点を置いた施策は何かという御質問でございます。

今回の当初予算案は、社会の前提が大きく転換する時代の中で、これまでの県政の積み重ねを礎として、諸課題に向き合い、未来に向けて改革を継続するという思いで編成させていただいたところでございます。

特に、今回は10の重点施策を当初予算編成段階からお示しさせていただいております。各部門とも丁寧な議論を行う中で予算編成をさせていただいたところでございますし、社会の基本設計をアップデートする、これからの時代にふさわしいものへ更新していくということを強く意識して予算編成をさせていただいたところでございます。

加えて、しあわせ信州創造プラン3.0については着実な推進を、そして、総合経済対策については、第一弾、第二弾に続いて第三弾の予算という位置づけで編成させていただいたところでございます。

データや政策評価に基づく議論を行い、また、AI、デジタル技術の活用やジェンダー主流化の視点、こうしたことも意識しながら予算案を取りまとめさせていただいたところでございます。

続きまして、人口減少対策と地域活力の維持についてという観点で何点か御質問をいただきました。

まず、これまでの移住・定住施策の取組をどう評価しているのかという御質問でございます。

本県におきましては、これまで、市町村、関係団体の皆様方とオール信州で移住施策を進めてまいりました。大変大きな強みだというふうに考えております。今年度は、そうした取組をさらに伸ばそうということで、一層取組を強化しました。首都圏における移住相談体制の強化や仕事と暮らしを一体的に発信するイベント規模の拡大、さらには信州ワーキングホリデー等新たな取組を積極的に実施してきました。こうした結果、移住相談件数は全国1位、また、移住者数も着実に近年増加しておりますし、雑誌の移住したい都道府県ランキングでは20年連続1位という高い評価をいただいているところでございます。

長野県の強み、優位性を生かしながら、今後とも移住・定住施策をしっかりと進めていきたいというふうに思っておりますが、こうした評価に甘んずることなく、若者をはじめとする様々な方々の価値観、ライフスタイルの変化を捉えながらしっかりと政策を推進していきたいと考えております。

続きまして、関係人口の創出拡大や地域の担い手確保について御質問をいただきました。具体的な施策をどう強化するのかという御質問でございます。

これまで、この関係人口の創出拡大、地域の担い手確保という観点では、例えば、地域おこし協力隊の活用の促進や特定地域づくり事業協同組合の設置支援、こうしたことを通じて地域の取組を応援させていただいたところでございます。

国においては、新しくふるさと住民登録制度の創設を予定しておりますが、これによって、地域のボランティアや地域活動等への参加など、地域の担い手の確保にもつながることを期待しているところでございます。

県としては、このふるさと住民登録制度との連携も見据えながら、来年度は先行的に県独自に関係人口メンバーシップ制度（仮称）を構築していきたいと思っております。登録された方が地域と幅広く関わっていただくために情報提供、マッチングを行って、多様な人材に地域の活動に協力いただけるような環境をつくっていききたいと思っております。

続きまして、雇用の場の確保や働き方改革についてどう取り組むのかという御質問でございます。

若い世代の定着を進めるためにも、雇用の場の確保、働き方改革は、御指摘のとおり大変重要だというふうに思っております。そのため、例えば、ICT企業の誘致、本社機能の移転促進、こうしたことについては継続的に取り組んでまいります。また、スタートアップ支援など創業支援については、より一層力を入れて取り組むことにより、雇用の場の確保を図ってまいります。

また、既存の県内企業においても、様々な創意工夫を凝らして、人材確保、若者定着にお取り組みいただいております。我々長野県としても、こうした企業の取組をしっかりと応援していきたいと思っております。多様で柔軟な働き方制度の導入等による働き方改革の促進や、若い方々が自身のキャリアを描き、成長を実感できるような人材育成、さらには福利厚生の実施等につながる支援を行ってまいります。

今後とも、企業誘致や創業支援、そして様々な企業の働き方改革に対する支援を通じて、若い人たちが地元で極力定着していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、少子化対策をどう強化していくのかという御質問でございます。

様々な取組が複合して子供の出生数を増やしていくということにつながるというふうに思っておりますが、端的に申し上げますと、大きく二つの視点で取り組んでいきたいというふうに思っております。一つは、子供・子育てを社会全体で支える仕組みをつくっていくということ、それからもう一つは、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり、信州未来共創戦略で掲げた旗を目指した取組を進めていくということでございます。私も参加させていただきました人口戦略会議の人口ビジョン2100におきましても、母親だけに子育ての負担を集中させることなく、父親、家族、地域、社会全体で子育てを担う共同養育社会が提唱されております。こうした考え方は極めて重要ではないかというふうに思っております。

今回の予算の中でも子育て世帯に対する支援策の充実を図らせていただいているところであります。多くの皆様方の御協力をいただく中で、子育てをみんなで支えていこう、子供をみんなで守っていこうと、こういう社会をつくっていききたいと思っております。

また一方で、女性や若者、こうした未来を担う人たちが生きづらさを感じるような社会であれば、子供の数が増えていくということはなかなか難しいというふうに思っております。

生きづらさのない環境こそが結婚や子育ての意思を支える基盤であるというふうに思っております。

こうしたことから、若者施策の充実強化であったり、あるいはジェンダー施策の推進であったり、こうしたことにも力を入れて取り組むとともに、県民会議の場でもこうしたことをテーマに、広く多くの皆様方と寛容な社会づくりを目指した取組を進めてまいります。

続きまして、市町村が地域の実情に応じた施策を展開できるよう市町村とどう連携を深め、地域特性を踏まえた対策を進めるのかという御質問でございます。

本県は市町村数が多いわけでありますので、県としては、市町村に対する補完、支援ということにこれまでも相当意識して取り組んでまいりました。例えば、県と市町村との協議の場、あるいは県と市町村との総合教育懇談会の場を通じて、市町村や市町村教育委員会の皆さんとも意思疎通、連携を図ってまいりました。また、先端技術活用推進協議会や田舎暮らし「楽園信州」推進協議会等によりまして、市町村と県、関係団体が一体となって施策の推進を図ってまいりました。

また、具体的な事業のレベルにおきましても、例えば、UDC信州という組織をつくらせていただいてそれぞれの地域ごとの特色あるまちづくりを応援させていただいておりますし、また、元気づくり支援金や子ども・子育て応援市町村交付金によりまして地域独自の課題に向き合う取組、地域独自の施策をしっかりと支援させていただいているところでございます。今後に向けても、先ほど答弁で申し上げました行政体制最適化推進プロジェクトチームにおける議論等も含めて、市町村のそれぞれの地域特性を踏まえた取組を応援していきたいと考えております。

続きまして、産業分野、産業振興と地域経済の活性化という観点で、次世代産業や成長分野の育成、地場産業の振興に向けた県の戦略という御質問を頂戴いたしました。

高市政権は、強い経済ということを第一の柱に掲げて取り組まれていますし、また、地域未来戦略、地方創生の取組も、これからかなり経済産業分野にシフトした取組になってくるといふふうに受け止めているところでございます。

こうした産業政策、経済政策が日本の発展、成長につながっていくことを我々としても期待しておりますし、我々地方の側としてもしっかりとその役割を果たしていかなければいけないというふうに思っております。特に、地域未来戦略においては、国が主導する戦略産業クラスターと我々知事が主導する地域産業クラスター、地場産業支援、この三つの柱で検討が行われているところでございます。県としては、国の方向性を踏まえながら、本県の産業の強みを最大限発揮できるように対応していくことが必要だといふふうに思っております。

先ほどから申し上げているように、私は国の動向をかなり早めに把握できる立場にあります

ので、まず国の動向、取組の考え方、方向性をしっかり把握させていただき、県内の経済界等の御意見もお伺いしながら、長野県の進むべき方向性を固めていきたいというふうに思っております。

長野県産業イノベーション推進本部会議の場なども活用しながら、スピード感を持って議論、検討を進めて成長分野への投資や生産性向上を後押しし、高付加価値型の産業構造への転換を図っていきたいというふうに思っています。国の政策とも十分連携を取りながら対応してまいります。

続きまして、中小企業・小規模事業者に対する支援の強化について御質問をいただきました。

令和8年度予算におきましては、成長分野の投資に加えまして、物価高騰や人材不足に直面されている中小企業・小規模事業者への支援として、生産性向上、持続可能な経営基盤の構築、人材確保など、こうした取組の強化をしていきたいと思っております。

具体的には、賃上げ環境の整備促進や省エネ・省力化設備の導入支援の拡充による中小企業の経営改善の後押しを行いますほか、中山間地域の暮らしに欠くことのできないインフラであります給油所維持の支援、また、若者・女性を巻き込んで商店街を活性化するための取組の拡充などを行ってまいります。さらに、地域産業を担う人材の確保、育成、定着を図るため、高齢者や女性など多様な人材と企業とのマッチング、また、兼業・副業人材の活用促進を図ってまいります。

こうした施策がしっかりと活用いただけるように中小企業・小規模事業者の皆様方にもしっかりとPRし、関係団体を通じて、あるいは我々が直接アピールをしていきたいというふうに思っております。こうした取組を通じて、中小・小規模事業者の持続的な発展を応援していきたいと思っております。

続きまして、今後の観光振興をどう進めるのかという御質問でございます。

コロナ禍で大きな打撃を受けた観光産業ではありますが、インバウンド需要を中心に回復してきている状況だというふうに認識しております。こうした状況を一過性のものとせず、持続的な発展につなげていくことが極めて重要であります。このため、長期滞在型観光の推進やリピーターの獲得、こうしたことを通じて、暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地づくりを一層進めていきたいと考えております。

6月からは宿泊税の課税が始まります。活用させていただく中で、二次交通の充実強化や宿泊施設集積地の観光まちづくりによる利便性の高い観光地づくりを進めてまいります。また、新たな観光コンテンツの整備等により、観光客の満足度を高めてまいります。

加えて、地域の特殊性を生かした取組を支援するための市町村交付金を通じて、それぞれの地域の取組をしっかりと応援していきたいと思っております。こうした宿泊税活用事業以外の施

策も充実を図らせていただき、国内外のプロモーション等にも力を入れていきたいと考えております。この宿泊税の導入を契機に、長野県の観光は変わったと感じていただくことができるように県としてしっかり取り組んでまいります。

続きまして、宿泊施設でのトラブル発生時に従業員が早急に対応するための規制強化について御質問をいただきました。

旅館業法におきましては、宿泊施設への職員等の駐在が必須ではありません。また一方で、観光業界における人手不足やICTを活用したチェックイン、チェックアウトなど、宿泊施設の無人化の流れが進んでいる中で、宿泊施設において生じたトラブルに対する対応が必ずしも十分でない、十分行われぬ可能性があるというふうにも思っております。そのため、宿泊施設の職員等が適切にトラブルに対応できるように一定の規制を設けることも必要ではないかというふうにも考えており、条例改正も視野に入れて検討していきたいと考えております。

続きまして、農林業政策の推進という観点で、まず、農業を持続可能にするためにどう取り組むのかという御質問でございます。

農業の担い手が急激に減少する中、将来にわたり農畜産物を持続的に生産していくためには、農業の構造を根本から見直し、抜本的な対策を講じていくことが不可欠だというふうにも考えております。そのため、令和8年度当初予算におきましては、持続可能な農業構造への転換に向けて、法人経営体の育成参入や農地の基盤整備、集約化の加速化などに取り組みますとともに、今後策定する戦略に基づいて、農地、人材等の総合的な改革を進めることとしたところでございます。こうした改革を産地の特性に応じて丁寧に進めていくことが重要だというふうにも考えております。県の伴走支援によりまして、地域の御理解を得ながら、地域農業の将来像の明確化に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、林業の成長産業化に向けた重点的な取組は何かという御質問でございます。

本県の森林資源は本格的な利用期を迎えておりまして、「伐って、使って、植えて、育てる」という持続可能な循環利用を加速すべき重要な局面だと考えております。これまでの取組の中で、木材生産量や林業就業者拡大増加という成果が現れてきております。こうした流れを確実なものとするため、令和8年度におきましては、計画的な主伐と確実な再生林の促進、また、全国トップクラスの働きやすい環境と人材の確保定着に向けた支援などを重点的に進めていきたいと考えております。

あわせて、森林を健康、教育、観光など多面的に生かす森林サービス産業を積極的に振興して、新たな雇用とイノベーションの創出を通じて地域振興の重要な柱へと育てていきたいと考えております。こうした施策を総合的に展開することにより、林業が地域を支える成長産業として発展していくよう全力で取り組んでまいります。

続きまして、防災・減災対策と県民の安全・安心について、県土強靱化をどう図るのかという御質問でございます。

気候変動によりまして激甚化、頻発化する気象災害、あるいは切迫していると言われる南海トラフ地震、こうした様々な災害から県民の皆様方の生命、財産を守っていくことが我々の重要な使命であり、県土の強靱化は引き続き急務だというふうに考えております。

国の第1次国土強靱化実施中期計画におきましては、令和8年度からの5年間の集中的な取組により、防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化といった施策を強力に進めていくことを定めているところでございます。

県では、これまでも、第3期長野県強靱化計画に基づき、県土強靱化の取組を計画的に進めているところでございます。さきの1月補正予算に加え、今回の当初予算案におきましてもこの強靱化の取組を盛り込ませていただいておりますが、今後とも国の国土強靱化関係予算を有効に活用することで、県の強靱化の歩みを止めることなく、県民の皆様方の確かな暮らしをしっかりと守ってまいります。

続きまして、医療・福祉の関係で、まず地域医療体制を維持するための対策という御質問でございます。

人口構成の変化や物価高騰等により、医療環境は非常に厳しくなっております。これまでと同じような取組だけでは地域医療を維持していくことは困難だというふうに考えております。

今回の当初予算案にも盛り込ませていただいておりますが、今後、救急や周産期などの不採算でありながら不可欠な医療を支援するため、県独自の支援を行ってまいります。また、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想を策定するとともに、医療機関の役割分担と連携を促進してまいります。

さらに、医療人材の確保は大変重要な課題でございます。新たに昭和医科大学に地域枠を設定するとともに、看護師等養成施設への運営支援を拡充してまいります。また、今後、信州大学医学部と地域医療に関する連携協定を締結する予定でございます。高度医療の提供や中核的な病院への最適な医師派遣等について、信州大学医学部と県とが協力して取り組む体制を強化することによりまして、安全で持続可能な医療提供体制を確保していきたいと考えております。

続きまして、地域包括ケアの充実やそのための介護人材確保の取組という御質問でございます。

御高齢の方が安心して暮らし続けていただけるよう、地域包括ケア体制の充実、そしてそれを支える人材の確保定着は、これからますます重要な課題だというふうに考えております。

県では、新たに介護分野の専門職やNPO等地域で活動する多様な主体の皆様方が参画する共創プラットフォームを立ち上げて、市町村における生活支援や介護予防など、地域包括ケア

体制のさらなる推進を支援していきたいと考えております。

また、介護人材の確保に向けましては、介護職員の賃上げ支援やアクティブシニア、子育て世代など多様な人材の就業の促進、介護現場における生産性の向上等に総合的に取り組んでまいります。

また、本県は、大都市部と違って中山間地域を多く抱えております。非常に手間がかかる、介護職員、介護事業所の負担が重くなる傾向があります。こうした問題については引き続き国に提起しながら、長野県内どこに暮らしていても高齢者が安心して生活を送っていただけるような環境をつくれるように取り組んでいきたいと思っております。引き続き市町村と連携しながら、この地域包括ケア体制の充実、人材の確保に取り組んでまいります。

続きまして、福祉医療費給付事業のうち精神障がい者入院医療費への拡大とその効果という御質問を頂戴いたしました。

この精神障がい者の入院医療費に対する県としての対応については、かねてからいろいろと御意見をいただいていたところではありますが、来年度当初から実現することができますよう令和8年度予算案に必要経費を計上させていただいたところでございます。市町村をはじめ関係の皆様方の御意見を丁寧に伺いながら合意形成を図ってきたところでございます。

効果としては、精神障がい者の方の入院医療費負担が軽減されることによりまして、必要なときに治療を受けていただくことができる、ひいては地域で安心して生活いただける環境が整うものというふうに考えております。

現時点で全ての市町村が実施していただく意向ではありますが、ただ、条例改正やシステム改修等が必要になってまいりますので、県の制度は4月からスタートしますが、市町村によっては少し導入時期が遅れるところも出てくるというふうに受け止めております。県としては、できるだけ早期に全ての市町村で導入いただくことができるように引き続き働きかけていきたいと考えております。

続きまして、公共交通の維持・発展という項目で、交通空白を解消するための取組に市町村とどう取り組むのかという御質問でございます。

長野県地域公共交通計画におきましては、通院・通学等の移動を保証するということを明記させていただいております。役割分担としては、広域的な移動は県が、地域に身近な移動については市町村がそれぞれ担うという形にしております。

地域の身近な移動については、県としては、これまで、公共ライドシェアを開始する際の車両購入費の支援等で市町村の応援を行ってきたところではありますが、市町村の実態はまちまち、取組に差が生じている状況だというふうに受け止めております。このため、来年度におきましては、地域の実情に応じて最適な交通手段を選択することができるよう移動確保の基準

となるガイドラインを作成していききたいというふうに考えております。また、デマンド交通、公共ライドシェア等様々な移動手段がございますので、そうした移動手段を組み合わせた標準モデルをお示しして市町村の取組を促していききたいと考えております。

また、部活動の地域展開が進められている状況であります。中学生の移動手段を確保することも重要な課題になっております。教育委員会と連携して、中学生の活動に不便が生じることがないように、モデルとなる取組を実施していききたい。そして、そうした活動、取組方向を全県に展開していけるようにしていききたいと考えております。

こうした取組を通じて、自家用車に頼らなくても通院・通学等の移動が保証される長野県づくりに向けて取り組んでいききたいと思っております。

続きまして、脱炭素社会づくりの推進ということで、ゼロカーボン戦略の目標達成の見通しと力点を置く施策について御質問をいただきました。

まず、ゼロカーボン戦略におきましては、2030年度までに温室効果ガス正味排出量6割削減という全国でも突出した高い目標を設定しております。家庭、産業、エネルギー等多彩な分野で取組を進めてきた結果、新築住宅のZEH率は7割に達したほか、住宅用太陽光発電や小水力発電の普及状況も全国上位に位置するということで排出量が約20%削減されるなど、一定の成果を上げてきたというふうに考えております。

しかしながら、現状のペースでは、2030年度には4割程度の削減量にとどまる見通しでありまして、目標達成は極めて困難だというふうに考えております。ただ、困難とはいえながらも、これは将来世代に対する我々世代の責任でありますので、簡単に目標を下方修正するというわけにはいきませんし、そうした考えもありません。引き続き本県が脱炭素化をリードするという決意の下、この目標を維持しながら取り組んでいききたいと考えております。

今後は、課題となっております家庭・産業部門における一層の排出削減に注力していききたいと思っております。エネルギーコスト削減促進のための設備更新を支援していききたいというふうに思っておりますし、また、今定例会に提出させていただきました地球温暖化対策条例の改正案、これは全国で初めて新築住宅へのZEH水準適合を義務づけることと併せて、事業所など全ての新築建築物への再生可能エネルギー導入を義務づけるなど、大変先駆的な取組だというふうに思っております。こうした政策手段を通じて脱炭素社会への転換を一層加速することにより、目標達成に向けて全力を注いでいききたいと考えております。

最後であります。山岳遭難の未然防止の取組について御質問をいただきました。

本県では、平成27年に登山安全条例を制定いたしました。登山計画書の提出や信州山のグレーディングを通じて、体力、技術に合った登山の普及等を進め、安全登山の推進に取り組んできたところでございます。

そうした中、近年は、装備が十分でない登山者や、体力、技術が伴わない登山者の増加を背景として、山岳遭難が過去最多を更新している大変残念な状況であります。こうした状況を踏まえて、来年度は、登山者が多く集まる登山口にゲートを設置し、登山計画書の提出や必要な装備の確認などの啓発を行う実証事業を行っていきたいと考えております。

また、有識者や山岳関係者等で構成する山岳遭難防止対策検討会（仮称）を立ち上げていきたいと考えております。遭難の要因や登山者の傾向を踏まえながら、規制の在り方や登山口における対策の強化など、制定から10年が経過する条例の見直しも含めて実効性ある対策を検討していきたいと考えております。

私に対する質問は以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）長野県150周年記念事業につきまして2点御質問を頂戴いたしました。

まず、取組状況と今後の予定についてのお尋ねでございます。

本事業は、多様な主体の参加を得て県全体で盛り上げていくことが重要と考えております。そのため、昨年12月の特設サイト開設に加え、公式SNSも最大限活用し、150年の歩みを振り返るショートムービー、関連イベント、県ゆかりの偉人の紹介などを行い、機運の醸成を図っております。

また、県民参加型の事業として、県歌「信濃の国」のオリジナル歌詞やパフォーマンスを募集する投稿キャンペーンを去る2月10日から実施しており、今後も、150周年をテーマに、写真や俳句などの部門を追加して募集する予定でございます。

ゴールデンウィークからは、県内77の市町村にスポットを設置いたしましたデジタルスタンプラリーを実施いたします。多くの県民の皆様が各地を巡り、本県の魅力を再発見していただけるよう展開してまいります。

8月21日に開催を予定しております記念式典については、メイン会場を松本市に設け、県内4か所の会場をオンラインで結び、音楽、伝統芸能、ダンスなど多彩なコンテンツで県民の皆様がつながり、一体感が醸成できるものにしたいと考えております。

市町村や民間に対しても、ロゴ利用や関連事業の実施を継続的に呼びかけており、2月16日時点で70件と、大変多くの連携事業が生まれているところでございます。これらの取組を今年1年間切れ目なく展開し、150周年の節目をさらに盛り上げてまいります。

続きまして、記念事業を未来へつなげるものにするべくどのように取り組むかについてでございます。

本事業のコンセプトである「自らを知り 互いを知り 高め合おう「私たちの長野県」」に

は、県民の皆様が郷土への愛着を持ち、県内の多彩な魅力を自らの誇りとしてほしいという思いが込められております。こうした地域の誇りは、県全体の価値を高め、広く県外の方々を引きつける力になると考えており、多くの県民の皆様に参加いただける事業を展開してまいります。

議員から御紹介いただきましたように、令和9年以降には大規模なイベントが続き、県外からより多くの方々を迎えることになるため、信州デスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンや体験型観光機会創出事業などとも緊密に連携し、県内各地の様々な魅力の再発見や磨き上げに取り組めます。

また、次の時代を担う世代に、地域の歩みや未来を自分事として捉えてもらうことが大切であると考えておきまして、小中学校や高校での150周年をテーマにした探究学習の推進や、新しい目線で地域の魅力を掘り起こすデザインポスター展などを通じ、未来の長野県を支える土壌を育ててまいります。

このように、150周年の記念事業を一過性のものに終わらせることなく、そこで生まれた地域のポテンシャルが、次年以降、そして未来につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には2点御質問を頂戴しました。

まず、県町村会からの水道事業の広域連携の取組を加速させる要望に対する見解についてでございます。

人口減少社会の到来によりまして、水道事業は、人、物、金といった経営資源の問題、すなわち職員不足、管渠の老朽化、料金収入の減といった大きな課題に直面しているところでございます。令和5年3月に改定しました長野県水道ビジョンにおきましては、こうした課題を解決するためには経営基盤の強化が必要であり、特に経営基盤の小さな町村におきましては、近隣市町村との事業統合や事務の共同化を推進し、一層の効率化を図ることが必要だとしていただいております。

これまで、県は、水道事業広域化の推進役として、上田・長野地域を一つの圏域として、合計9圏域で広域連携を検討する会合を主催したところでございまして、毎年、各圏域それぞれの事情を考慮しつつ、具体的な広域連携の内容や進め方について協議を行ってきたところでございます。現在、県企業局や広域企業団が供給エリアを持ちます佐久、上田・長野、上伊那、松本の4圏域では事業統合を、それ以外の五つの圏域では事務の共同化に向けた検討を進めているところでございます。

また、令和8年度予算案には、上下水道の基盤強化に向けましたアドバイザー派遣事業を盛

り込んでおりまして、市町村などに向けて、外部専門家による広域化に向けた会計処理や上下水道システムの構築等の講習会の開催や個別の指導助言を行うことによりまして、事業の基盤強化を図っていくことを予定しているところでございます。県としましては、国に対して技術的、財政的な支援を求めるとともに、今後も引き続き県が広域連携の主導的な役割を積極的に果たし、市町村などととも広域化、共同化の検討を加速してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーの設置義務化の意義と県民の理解についての御質問でございます。

本制度導入の意義は、2050ゼロカーボンの実現のため、再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、エネルギーの地消地産を促し、暮らしの質の向上と持続可能な社会を実現する点でございます。

一方で、制度導入を検討する中で、イニシャルコストの増加など建築主の負担が重くなる懸念が想定されたことから、専門家による検討や関係団体への意見聴取を経まして、一般住宅規模ではなく、費用負担への対応力が高いと考えられます事業所など延べ床面積300平米以上の建築物を対象を限定したところでございます。

今後は、県民に対し本制度の意義や内容を丁寧に説明していくとともに、再生可能エネルギーの設備の導入は、イニシャルコストはかかるものの、ランニングコストの低減によって中長期的にはコストメリットがあることをしっかり周知してまいりたいと考えております。

さらに、来年度からは、そのイニシャルコストまでも不要となります事業者向けのゼロ円ソーラー提供者登録制度をスタートしまして、その活動を強力に広報してまいる所存でございます。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には宿泊事業に関して2点お尋ねがございました。

初めに、苦情のある宿泊事業者への厳正な対応についてでございます。

昨年11月の軽井沢町からの要望においては、宿泊客による騒音などの苦情に対して、運営する事業者への監視や検査の強化を求められたところでございます。

県では、これまでも、苦情や通報を受け付けた際には、管轄する保健所において必要な指導等を行ってまいりましたが、苦情の対象となる事案の事実確認に苦慮することがありました。今回の軽井沢町のケースでは、町や警察署と協議を重ね、連携の強化を図るとともに、地域住民の皆様の御協力も仰ぎながら、実際に騒音などが発生している現場を確認できるよう、抜き打ちで調査を実施できる体制を整えたところでございます。今後、騒音などの苦情が発生した際には、速やかに調査等を行ってまいります。

一方、こうした調査を基に指導を重ねてもなお改善が見られない事業者に対しては、議員御

指摘のとおり、営業の停止や許可の取消しのほか、悪質な場合には警察への刑事告発をも含んだより厳正な対応を取ることもちゅうちょなく検討してまいります。

次に、民泊ゼロ日規制に関する国への要望についてでございます。

民泊事業の年間の営業日数をゼロ日として実質的に民泊事業を認めない、いわゆるゼロ日規制について、国のガイドラインでは、法の目的である観光客の宿泊需要への対応と観光振興という趣旨に反し、目的を逸脱するもので不適切とされているところでございます。

一方で、民泊事業が長年にわたり地域が育んできた歴史や文化、静ひつな環境の保全に重大な影響を与えかねないという懸念の声があることも認識しております。こうした点から、県といたしましては、地域の実情に応じてゼロ日規制を含めた民泊事業の制限が可能となるよう、自治体へ裁量を付与することを今年度内にも国へ要望してまいります。

しかしながら、このゼロ日規制は、現在、適正に民泊事業を営んでいる多くの事業者にとっては死活問題ともなり得るものでございます。このことから、ゼロ日規制が可能となった場合でも、一律のゼロ日規制が民泊事業を制限する方法として適当か、軽井沢町をはじめそれぞれの自治体において地域住民や既存の民泊事業者との合意形成を丁寧に行い、慎重に判断いただく必要もあるものと考えております。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には3点御質問をいただきました。

初めに、物価高騰への支援についてのお尋ねでございます。

国の農業生産資材の価格指数を見ますと、今回の高騰が始まった令和2年以降上昇が続いておりまして、昨年12月現在では令和2年対比125.4と、依然として生産資材等の価格高騰が経営を圧迫している状況です。

県は、これまで、国の経済対策を活用し、施設園芸における燃料や家畜の配合飼料、キノコの培地資材、肥料などの価格高騰分のかかり増し経費に対して支援をしてきたところでございます。

また、さきの1月補正予算においては、共同利用施設の再編集約・合理化や、酒かす等の食品製造副産物を家畜の餌として利用する取組、化学肥料の代わりとなる作物の導入促進など、コスト構造の改善に向けた支援も措置させていただいたところでございます。さらに、令和8年度当初予算において、地域特性に応じたスマート農業の広域的な導入支援などの生産性や収益力の向上に向けた予算を計上させていただいているところでございまして、今後も資材等の価格動向を注視し、必要な対応を検討してまいります。

次に、スマート農業や共同利用施設再編集約に対する具体的な支援策についてでございます。

効率化、省力化による農家の収益力向上に向けては、スマート農業技術導入の加速と併せ、老朽化が進む共同利用施設の再編を進めることが喫緊の課題であると認識しております。

このため、スマート農業については、これまで進めてきた防除や収穫などの作業を受託する農業支援サービス事業者の育成と活用に加え、次年度からは、地域計画を踏まえて重点的にスマート化を進める地域を設定し、県が専門のアドバイザーを派遣し、技術導入に向けた伴走支援を行ってまいります。

共同利用施設については、国が令和7年度からの5か年を農業構造転換集中対策期間として、地元負担を軽減し、施設の再編集約・合理化を加速化させる補助事業を措置しております。これを受け、県では、穀類の施設整備において県上乗せにより3分の2の補助率で支援をしており、園芸品目についても、今後、具体的な要望を踏まえ、検討してまいります。

最後に、経営リスクの低減に向けた県の対応についてでございます。

気象災害の激甚化や農作物の価格変動などにより、農業経営におけるリスクが年々高まっております。このため、県では、リスク低減に向け、生産者研修会等を通じて栽培品目の複合化や作期分散などの普及を図るほか、農業保険制度の充実を国に求めるとともに、制度の周知、加入促進を行ってきたところでございます。さらに、今年度より新たに農業版BCP（事業継続計画）の策定推進に向け、関係団体と連携した啓発活動等を実施しております。

また、近年、高温干ばつによる品質低下、収量減少などが顕著となっていることを踏まえ、来年度予算において、新たに温度抑制効果の高い資材の導入、高温適応品目への転換を支援するなどの取組を総合的に推進し、リスクに強い農業経営体を育成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には2問の御質問を頂戴しております。

まず、県産材の利用拡大についての御質問でございます。

昨年3月に公布、施行されました信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例に基づく基本の方針といたしまして、先般、長野県内の建築物等における県産材利用方針を改定させていただきました。この方針では、県が整備する公共建築物につきまして、基本計画策定前に部局横断の庁内連絡会議における木造採用の可否や、木質化の水準の検討を前提とさせていただきました。安全性やコストに配慮しつつ、県民の皆様が利用する施設を中心に、県産材の利用を計画的に広げてまいります。

また、民間の非住宅分野では、令和8年度から木造建築の設計費を新たに支援対象に加えまして、設計段階からの木造提案を後押ししてまいります。住宅分野につきましては、製材工場

と工務店等が連携して、エンドユーザーに県産材をPRする取組を令和8年度から新たに支援いたします。

こうした取組を通じまして、事業者や消費者に県産材が選ばれる環境を整え、県自ら公共施設での率先利用を進めることと併せ、県産材の利用拡大を着実に進めてまいります。

続きまして、森林づくり県民税活用事業の計画についてでございます。

県民の皆様から超過課税としてお預かりし、森林整備等の貴重な財源として活用している森林づくり県民税でございますが、第4期計画の残り2か年となり、令和8年度は進捗に遅れが見られる施策や県民ニーズの高い施策を中心に事業の拡充を図ってまいります。

再造林につきましては、本年度までの進捗が約7割にとどまる見込みであることから、新年度は、予算の重点配分や林業普及指導員による事業体への巡回指導の強化などによりまして740ヘクタールの目標達成を目指します。このほか、ライフライン沿いの危険木の伐採、ツキノワグマの出没に対応する緩衝帯整備など、地域課題の解決に向けた取組の強化にも積極的に活用してまいります。

続きまして、森林環境譲与税を活用する市町村へのサポートでございますが、県では、市町村の皆さんが森林環境譲与税を活用して取り組む森林整備等に当たりまして、担当職員の配置による相談や助言に加えて、県が保有する航空写真や測量データの提供など技術的支援を行ってまいりました。

その結果、県内76市町村で森林所有者への意向調査が行われるなど、一定の成果が見られております。その一方で、当初の想定よりも所有者や境界不明な森林が多く、森林整備の着手までに時間を要する市町村が少なくないという課題も顕在化しております。新年度におきましては、こうした課題を抱える市町村に対しまして、ICTを活用した効率的な境界明確化の支援を強化するなど、それぞれの課題に即した伴走支援を一層強化してまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には3点御質問を頂戴しました。

まず、防災・減災対策の関係で、河川整備などハード対策と流域治水の取組についてのお尋ねでございます。

県では、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、浸水及び土砂災害による被害を軽減させるため、これからの5年間で、河川整備としては堤防整備や河道掘削など河川断面を広げる対策を100河川で実施し、土砂災害対策としては砂防堰堤などの施設整備を156か所完了させる目標を定めております。この目標を達成すべく、国の国土強靱化関係予算を有効に活用し、事前防災としてのハード対策を進めてまいります。

また、気候変動の影響により、これまでの河川整備の目標を上回る洪水の頻度が高まっております。このため、流域治水の取組としてハード対策を着実に進めるとともに、水害リスクを踏まえたまちづくり、住まい方の工夫などのソフト対策を組み合わせ、あらゆる関係者と連携してこの取組を加速化、深化してまいります。

次に、インフラ老朽化対策のお尋ねでございます。

道路や河川などのインフラ施設につきましては、施設の重要度や健全度に応じた維持管理水準を設定し対策の優先順位を明確にした長寿命化計画を基に、国の国土強靱化関係予算を活用しながら修繕や更新といった老朽化対策を計画的かつ効果的に進めているところであります。

しかし、議員御指摘のとおり、高度経済成長期以降に整備された多くのインフラの老朽化が集中的に進行している一方で、維持管理を担う人材が減少しており、これらのインフラを安全かつ確実に次世代に引き継いでいくことは重要な課題であると認識しております。

このような状況の中でも的確なインフラメンテナンスを進めていくためには、複数自治体、複数分野のインフラを群として捉え、効率的かつ効果的にマネジメントしていく地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネの取組が重要であると考えております。加えて、新技術の活用など、建設DXの推進により生産性を高めていくことも不可欠です。

こうした新たな課題に対しましては、先ほど知事が申し上げました行政体制最適化推進プロジェクトチームに設置される公共インフラワーキンググループにおいて議論を深め、必要な具体策を検討してまいります。

次に、全ての新築住宅のZEH水準適合義務化についてのお尋ねでございます。

住宅は、建築後長期間にわたって使用されることから、2050ゼロカーボンに向けては、高性能な省エネ住宅をできる限り早期に普及させることが必要であり、ZEH水準の適合義務化は、その達成に向け、重要な施策として位置づけております。

省エネルギー性能が高い住宅は、建築コストは高いものの、暖冷房など毎日の光熱費が削減されることにより、将来そのコストを回収できるだけでなく、寒暖差によるヒートショックや結露に起因するアレルギー症状など、健康リスクの低減にもつながります。本制度は、単に負担をお願いするものではなく、県民の暮らしの質の向上にもつながるものであることをしっかりPRしてまいります。

また、県内中小工務店を含む事業者の皆様に対しましては、ZEH水準に対応した設計や施工方法に関する研修の実施、技術相談体制の充実を行うなど、関係団体とも連携して技術力の底上げに努めてまいります。

引き続き、県民や事業者の皆様のご理解と納得を得られるよう、丁寧な説明や情報発信に努め、住宅分野の脱炭素化を着実に進めてまいります。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には避難体制強化や防災人材育成の取組について御質問をいただきました。

災害直後の混乱した時期においては、市町村は被害状況の把握や物資の供給、速やかな罹災証明書の発行などに注力し、住民は地域ぐるみの避難や避難所開設・運営に取り組むことで、全体として迅速な初動対応ができるものと考えております。特に、住民の避難に関しましては、市町村が個々に対応することは困難でありますから、住民自身が地域ごとの特性を踏まえて主体的に避難体制を構築、強化することが必要であり、そうしたことから、地域の自治会や自主防災組織の役割は重要なものとなっております。

そこで、県におきましては、信州大学の協力の下、令和5年度から地域での避難や住民主体の避難所の開設・運営に関するモデル構築に取り組み、令和7年からは県内各地での研修会を通じ、モデルの横展開を行っているところでございます。

また、防災人材に関しましては、これまで委嘱してきました自主防災アドバイザーに加え、新年度からは、近年認証者が増えております防災士も積極的に活動できるよう、自主防災組織と防災士による共同研修会を県内各地で開催し、両者の連携強化を進めてまいります。

今後も、持続可能な県づくりに向け、自助、共助、公助全ての面で初動対応のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には教育環境の充実と人づくりについて4点の質問をいただきました。

まず、不登校児童生徒への支援の現状と今後の支援体制についてでございます。

スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置状況であります。

まず、スクールカウンセラーでございますが、112名を全ての中学校区に配置し、中学校区内の小学校及び県立学校にも対応できる体制を整えております。また、スクールソーシャルワーカー42名を教育事務所に配置し、福祉等の関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。

教育支援センターは、各市町村が指導員の配置を進めており、不登校児童生徒への支援の充実が図られております。県教育委員会といたしましては、市町村が行うアウトリーチ支援を引き続き支援するとともに、支援の好事例を共有する取組を進めているところでございます。

校内での支援体制としては、小学校では子どもと親の相談員30名、中学校では校内教育支援

センター支援員18名及び不登校状態の子供を支援する教員54名、合わせて102名を配置し、子供や保護者への支援を行っております。

一方で、不登校児童生徒数の増加は、子供たちにとって学校が楽しく安心・安全な場所になっているかという問題意識を持っております。そこで、教員が子供と向き合う時間をさらに確保するため、教員の働き方改革を通じたゆとりの創出、地域との連携強化、民間教育機関との協働を進め、教員が子供に寄り添い、より質の高い支援を進めていけるよう取り組んでまいります。

続きまして、部活動地域展開の現状と課題解決に向けた今後の進め方についてでございます。

少子化が進む中であって、子供たちがどこに住んでいてもスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、県では、中学校の休日部活動を、令和8年度末を目途に地域クラブ活動への移行を進めているところでございます。

令和7年度中学校部活動調査では、運動部で37.5%、文化芸術部で23.9%が既に休日の活動を地域クラブに移行済みと回答しており、地域差はあるものの、着実に前進しているものと認識しております。

一方、議員御指摘のとおり、指導者の確保、移手段など様々な課題があることも承知しております。こうした課題解決に向け、県総括コーディネーターによる支援を強化し、市町村等と一層密に情報を共有するとともに、教育事務所の指導主事による学校訪問を通じて学校の課題を丁寧に把握し、地域の実情を踏まえた支援をしてまいります。

また、公民館、スポーツ・文化団体、民間企業らの多様な主体との協働をさらに広げ、指導者確保や受皿づくりを進めるとともに、オンラインクラブ活動や、先ほど知事も申しましたが新たにに取り組む予定のライドシェアモデル事業の実証成果を踏まえ、保護者負担の軽減や移手段の確保にも取り組んでまいります。引き続き市町村や関係団体と連携し、子供たちの選択肢を増やすとともに、安心して活動に取り組める環境づくりを進めてまいります。

続きまして、高校教育の魅力化等の成果や課題、今後の取組についてでございます。

県立高校の魅力化につきましては、令和6年9月に策定した特色化方針に基づき、各校において地域の声も聴きながら今後の取組内容を検討しているところでございます。また、生徒自らが企画提案する事業も併せて進めており、こうした活動を通じて学校としての特色づくりをさらにブラッシュアップしていく予定でございます。

探究的な学びやキャリア教育については、生徒自ら問いを立て、主体的に追究していく学びが各校に広がってきていると認識しております。このような学びにおいては体験的活動が重要であることから、地域企業と連携して、デュアルシステムやインターンシップ等を通じて自らの将来や生き方を考える教育を進めているところでございます。

また、地域と連携した人材育成については、連携コーディネーターの配置や地元企業に在籍する専門的人材の活用をはじめ、地域、自治体、産業界、大学等と連携協働する共学共創コンソーシアムの設置等、地域全体で高校生を育む体制づくりを進めております。

これらの取組の成果としては、自ら学ぶ意欲を高める生徒が着実に育っていると感じているところがございますが、課題といたしましては、地域間、学校間において取組の進捗に差があるところがございます。今後、先行事例を共有し、県全体として取組の底上げを図ってまいります。

最後に、ICT教育の推進や学習環境の整備状況と今後の方向性についてでございます。

ICT教育の推進については、クラウド活用出前講座やICT利活用オンライン研修等の研修を重ねてきた結果、令和7年3月時点で授業においてICTを活用して指導できる公立学校の教員は、小学校で79.5%、中学校で79.8%、高等学校で93.6%と上昇してきているところでございます。

学習環境の整備については、まず、1人1台端末の更新・整備に関し、公立小中学校では、市町村において国庫補助を活用した取組が進められております。また、県立高校では、原則として保護者負担としているものの、購入が困難な生徒に対しては、県で端末を整備し、貸与する仕組みを設けております。

さらに、通信環境の整備状況については、令和7年3月時点で、公立学校の普通教室への無線LAN等の整備率が、小学校では99.6%、中学校では99.7%、高等学校では100%に達しております。

今後も、子供たちの学びの充実につながるICTの効果的活用と、それを支える環境整備を着実に推進していくとともに、急速に進展する生成AIをはじめとした新たな技術についても実践的な研究を進め、授業改善と業務改善の双方を進めてまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には警察行政と県民の安全・安心について6点御質問をいただきました。

1点目、県内における近年の交通事故の発生状況と今後の交通安全対策についてお答えいたします。

令和7年中の発生件数は4,482件で、前年に比べ488件減少。死者数は44人で、前年に比べ13人減少。負傷者数は5,351人で、前年に比べ654人減少と、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも減少しており、死者数につきましては、第11次長野県交通安全計画に掲げる令和7年までに死者45人以下とする目標を達成することができました。

過去3年間の交通事故の発生状況について見ますと、交通事故死者に占める高齢者の割合は、いずれの年も全体の半数以上となっており、また、高齢者が関与していた事故も全体の約4割を超えております。

そこで、今後重点的に取り組む対策についてであります。県警察では、高齢者の交通事故防止対策を最重点として、交通安全教育車を活用するなどした参加、体験、実践型の交通安全教育、運転に不安を感じた方やその御家族の方々への丁寧な安全運転相談、支援制度の充実による運転免許証を返納しやすい環境の整備等に取り組んでまいります。

このほか、子供等の交通事故防止対策、悪質危険違反等の取締りを重点として、関係機関・団体と連携しながら、県民の安全・安心に向けて交通事故防止対策に取り組んでまいります。

2点目、高齢者を狙った電話でお金詐欺の抑止・検挙対策と、地域や金融機関、行政との連携についてお答えいたします。

令和7年中の県内における電話でお金詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は454件と、前年に比べ89件増加し、被害額についても約38億5,000万円と過去最悪となっており、極めて深刻な状況にあります。中でも、警察官をかたり、捜査や優先調査等の名目で現金等をだまし取るニセ警察詐欺による被害が顕著でありました。

県警察では、これらの多くが、被害者の固定電話、携帯電話に対する海外からの着信が発端となっていることを踏まえ、犯人からの電話を受けないための国際電話利用休止等の電話対策を推進するとともに、これまでの水際対策に加え、金融機関と連携した詐欺被害の早期認知と迅速な口座凍結等の対策、県警公式アプリ「ライポリス」や県警音楽隊の活動、テレビCM、ウェブ広告等を効果的に活用した最新のだましの手口等に関する注意喚起を行い、被害防止を図っているところであります。

特に、高齢者に関しましては、犯人側からの接触方法の大半が固定電話への架電によるものとなっていることから、常時留守番電話設定や国際電話の利用休止等の電話対策が重要と認識しており、これらを含め抑止対策を強力に推進してまいります。

その上で、犯行に使用された電話や口座に対する速やかな捜査を展開し、実行犯の早期検挙に努めるとともに、警察庁や関係都道府県警察と連携しながら、上位被疑者の検挙と犯罪グループ、違法なビジネスモデルの解体に向けた取組を進めてまいります。

また、地域や金融機関、行政と連携した対策についてであります。県警察では、地域防犯団体等と共同で街頭啓発活動や防犯講話を行ったり、県内に本店、本部を置く全ての金融機関と協定を締結し情報連携を強化したり、市町村に対しては防災行政無線放送による注意喚起を依頼したり、県の関係部局と連携して啓発活動などを行っているところであります。今後とも関係機関・団体等と緊密な連携をしながら、一層の被害防止、早期検挙に努めてまいります。

3点目、県内における刑法犯認知件数の推移と地域住民が安心を実感できる防犯対策についてお答えいたします。

県内の刑法犯認知件数につきましては、平成13年の3万4,764件をピークに減少を続け、令和3年に戦後最小の5,959件を記録いたしましたが、令和4年には増加に転じ、以後、令和6年に僅かに減少したものの、昨年令和7年は再び増加するなど、近年は増加傾向にあります。

県警察では、犯罪発生状況を踏まえ、地域住民が安心を実感できる防犯対策として、「見える警戒」をはじめとする街頭活動の強化のほか、県警公式安全・安心アプリ「ライポリス」をはじめとした各種広報媒体を活用したタイムリーな情報発信、防犯ボランティアと協働した通学路等における警戒・見守り活動、地域住民、関係機関・団体等による自主防犯活動の促進、街頭防犯カメラの普及促進等の犯罪抑止対策を推進しているところであります。引き続き効果的な犯罪防止対策を推進し、県民の安全と安心を確保してまいります。

4点目、県警察における熊等の出没時の取組についてお答えいたします。

住宅地等に熊等が出没した場合、事案を認知した警察は、行政機関にその旨を連絡し、必要な対策を依頼するとともに、住民の安全確保のため速やかに現場臨場をして、避難誘導、現場周辺に対する立入り規制、警戒活動に当たるほか、周辺住民や学校、保育園等への情報提供を行うなど、地域住民の安全確保を最優先に対応しているところであります。また、市町村をはじめとする関係機関や出動した猟友会員等による熊の駆除に対しては、必要な協力をしているところであります。引き続き関係機関・団体等と連携しながら、県民の安全確保を最優先に対応してまいります。

5点目、警察官の人材確保や働き方改革、それらの取組の進め方についてお答えいたします。

警察官の採用を取り巻く情勢が厳しさを増す中、県警察においては、民間企業における就職活動時期の早期化も考慮し、年間を通じて各警察署等における仕事体験やオンラインによる説明会を開催するほか、日常の警察活動の様子を分かりやすく伝えるため、近年はSNSを活用した情報発信にも力を入れて取り組んでいるところであります。

また、令和8年度の警察官採用試験では、民間企業を志望する学生や社会人の受験者を増やすため、広く民間企業等で行われているSPI検査を選択して受験できる試験区分を増やしたほか、地元志向の受験者の確保のため、南信エリアを対象としたエリア採用枠を新設いたします。

さらに、一般に、スポーツ選手は、規律を守る力や仲間と連携する力など、警察官に求められる能力を備えており、高い適性を有すると考えられますことから、プロスポーツリーグや実業団等で競技活動を行った経験を有し、セカンドキャリアを考えておられる方を対象としたスポーツキャリアアピール選考も導入することといたします。これらの新しい取組を通じて、警

察官採用試験の受験者の確保に努めてまいります。

なお、採用募集活動の強化と働きやすい職場環境の整備は車の両輪であると認識しております。県警察では、警察が就活生に選ばれる組織となるよう、年次休暇の取得促進や業務の合理化、効率化等による時間外勤務の縮減、さらには、子育てや介護など様々な事情のある方々が仕事と私生活を両立できる勤務制度の確立に取り組むなど、働き方改革を一層推進してまいります。

最後に、6点目、老朽化した警察署、交番・駐在所の建て替え・改修と装備資機材の充実についてお答えいたします。

まず、警察施設についてであります。県下22警察署のうち築後30年を経過した警察署は今年度末現在で16署に上り、全体の72.7%を占めております。また、交番・駐在所については、県下198か所のうち築後30年を経過している施設は61か所で、全体の30.8%を占めております。

この老朽化に加え、一部の施設については狭隘も深刻であり、警察機能が十分に発揮できないだけでなく、待合スペースやコミュニティスペースの確保が困難であるなど、来訪される県民の皆様に対して多大な御不便をおかけしている面もあると認識しているところであります。

警察署や交番・駐在所などの警察施設は、県民の安全で安心な生活を守るため極めて重要な施設であり、その機能を十分に発揮させ、また、県民の皆様の利便性を向上させるために、老朽化した施設につきましては、長野県ファシリティマネジメント基本計画に基づき、庁舎の建て替えや大規模改修による長寿命化を検討するなど、柔軟かつ計画的に施設整備を推進してまいります。

また、装備資機材につきましては、事件・事故等の現場活動を想定し、警察官の安全を確保するための装備資機材を計画的に配備してきたところであります。引き続き他県警察における導入状況の確認や取扱事業者との意見交換を行いながら、有効性が認められた装備資機材の追加配備、減耗更新に合わせた整備を進め、充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔50番丸山栄一君登壇〕

○50番（丸山栄一君）それぞれ御答弁をいただきました。県政の重大課題について質問をさせていただきます。

知事も、今定例会の提案説明において、「今求められているものは、立場の違いを超えて知恵を持ち寄り、ともに挑戦する共創の力です。多様な主体の力を結集し、実効性ある取組を積み重ねていくことにより、確かな成果につなげてまいります」と述べておられます。

知事をはじめ執行部におかれましては、県民の声を真摯に受け止め、現場に根差した実効性ある施策を着実に進められることを強く要望いたしまして、自由民主党県議団代表としての質

問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時12分休憩

---

午後1時20分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

改革信州代表埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）皆さん、こんにちは。私が改革信州を代表して今回質問させていただきます埋橋茂人です。

阿部知事におかれましては、待ったなしの課題である人口減少対策や物価高騰による県民生活、県内経済への悪影響への対応、地球温暖化、気候変動等の対応に全力で取り組まれていることに敬意を表します。昨年9月には全国知事会長に就任され、「現場から、日本を動かす。」のローガンの下、先ほども触れられましたが、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、国・地方の役割分担の改革、地方自治・民主主義のアップデートの四つの重点項目に取り組むとの知事の考えに大いに賛同するものです。

とはいえ、知事にとっての現場は、ここ信州長野県であり、県民との協働により、県政にとどまらず国の政策をも動かし、実効性ある施策の実現を期待いたしますとともに、私たちが県民の声を広く集め、政策提言に努めてまいります。自治力の強化で県民の幸せを実現し、国をも動かしていく。そうした県政の展開が欠かせません。

そして、今、質問の機会をいただきましたので、大きく三つの項目に分けて質問、要望、提案をいたします。

一つ目は、人口減少社会での地域の社会的共通資本の維持についてであります。質問要旨のナンバー2から7に当たります。二つ目は、県政諸課題に関する質問提案であります。ナンバー8に当たります。そして三つ目は、埋橋が県政に関する質問、要望をいたします。ナンバー9から12までであります。

その前に、これらの質問にも密接に関連しますので、高市内閣のキャッチフレーズである責任ある積極財政と地方財政についてまず伺います。

高市総理がその路線を引き継いでいると明言されている安倍内閣の経済財政政策、アベノミクスと、高市内閣の経済財政政策、サナエノミクスでは、その置かれている経済状況が全く異なります。

安倍内閣では、デフレ下で、黒田総裁の率いる日銀と事実上一体となって金融財政政策に取り組みました。デフレ脱却と経済再生のためとする金融・財政・成長戦略の三本の矢と言われるものです。大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略を同時展開し、雇用改善や株価の上昇に一定の効果がありました。

しかし、東京と地方で貧富の格差が拡大、固定化し、持続的な成長にも課題を残しました。アベノミクスの生みの親と言われ、アベノミクスを理論的に支えたりフレ、通貨膨張派の代表的な経済学者で、イェール大学や東京大学名誉教授の浜田宏一氏も、550万人の雇用と金融緩和による株高を評価する反面、アベノミクスの反省点を挙げています。

一つとして、実質賃金の低迷と個人消費の停滞。二つ、任期中の2度にわたる消費増税による景気の腰折れ。三つ、三本の矢の成長戦略が不十分で構造改革が不発。四つ、円安・株高を招いた金融緩和の一本足打法。五つ、デフレ脱却の不十分さを列挙されています。

また、浜田氏は、サナエノミクスでは日本は不況になるとも警告しています。高市内閣は、発言を伺うと、円安を放置というより、株高を招くためにむしろ歓迎しているようにさえ思えます。物価高の元凶は円安であることは明らかです。一時的な物価対策を講じてもモグラたたきのような効果しか望めません。現に、実質賃金は、大幅な賃上げにもかかわらず低下し続けています。さらなる格差の拡大が懸念され、地方経済と地方の暮らしは容易ならざる状況になることが懸念されます。

そこで、知事に伺います。

現在、ウクライナ戦争等の影響で日本はインフレ経済になっており、高市内閣がその中で積極財政を取ることは、インフレの火に油を注ぐことになりかねないとの強い懸念がありますが、責任ある積極財政が県経済に及ぼす影響について伺います。

二つ目。ガソリンの暫定税率が廃止され、軽油の暫定税率も廃止される見込みですが、それによる県財政や中期財政試算への影響について伺います。また、飲食料品の消費税率がゼロとなった場合の長野県財政への影響と、それに対する国の財政措置について伺います。

国では、新たに策定された国土強靱化実施中期計画により防災・減災対策を進めていくこととされていますが、県にも応分の財政負担が発生すると思われます。県では、令和8年度当初予算編成方針において、投資的経費は「造る」から「直す」ことに重点化し、中長期的な見通しを持って建設事業債の発行を可能な限り抑制するとありますが、具体的にどういった取組を行い、健全財政を維持していくのか。以上3点、阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 3点御質問をいただきました。

まず、責任ある積極財政が県経済に及ぼす影響についてという御質問でございます。

高市総理は強い経済を目指すということを再三おっしゃっている状況でありますし、昨日の会見は、私も、特に経済関係でどういうお話をされ、記者とどういうやり取りをするかということに着目して見ておりました。

まず、責任ある積極財政については、これまでの緊縮志向、未来への投資不足、こうした流れを断ち切るというふうにおっしゃっています。また、官民が協力し合って重要な社会課題の解決を目指す危機管理投資、成長投資を日本の成長につなげていく。国内投資を増やして強い経済をつくっていく。そういうことがなければ福祉など暮らしの安心も確保できないと、これが総理のお考えであります。

一方、金融市場等は、特に高市総理就任直後はかなり財政悪化への懸念等を持たれていた部分があったのではないかとこのように思いますし、報道等でもそうした懸念が報じられてきたところでもあります。ただ、昨日の会見の中では、金融市場等を意識した運営をしていくということはかなり明確におっしゃられたというふうに思っています。

まず、予算全体のめり張りに心を砕いていると。25年度補正予算でも、補正後の国債発行額を前年度以下に抑えたと。また、2026年予算では、一般会計新規国債発行額を2年連続で30兆円未満に抑えたと。公債依存度も、金融危機収束以降最も低い水準だと。プライマリーバランスの黒字化も行い、また、財政の持続可能性には十分配慮した財政運営を行ってきたつもりで、これからもそうするつもりだと。私がテレビで拝見して聞いていた限りでは、財政の持続可能性について相当意識をしていくということを確認におっしゃっていらっしゃいます。

とりわけ、昨年総理の所信表明演説の中でも、債務残高対GDP比については成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現してマーケットからの信認を確保していくというふうにおっしゃっていますので、こうしたことは我々も注目していますし、マーケットもそうした総理の発言や今後の具体的な対応に注目しているという状況だというふうに思います。

今後、消費税減税の話が国民会議で議論されることになると思います。我々地方の側からすると、これは地方消費税分も含まれていますし、消費税のかなりの部分は地方交付税に反映されて、10%の税率の4割弱は地方財源ということもありますので、地方財政にしっかり配慮した議論を求めたいというふうに思っております。また、金融市場等では、この財政健全化に配慮してどのような議論がされるのかということが恐らく注目されているというふうに思います。今後とも、政府においては、マーケットも十分意識しながら、日本の経済が安定的に発展し財政の持続可能性も配慮されるような取組をしっかりと行っていただくことを期待しています。

為替の変動や金利の変動は、政府の財政政策のみならず、いろいろな要素で変わってくる部分もあるというふうに思います。今後長野県経済にどのような影響が出てくるかということをご

の場で申し上げるのはなかなか難しいというふうに思いますが、我々も、長期金利がどうなっていくのか、為替水準がどうなっていくのか、これは、長野県の産業、製造業、観光業、我々自身の長野県の持続可能な財政運営にも影響がある話でありますので、そうした点にもしっかりと注目しながら県政運営を行っていきたいというふうに思っています。

続いて、暫定税率の廃止に伴う県財政への影響、それから消費税減税に伴う県財政への影響といった御質問をいただきました。

まず、軽油引取税やガソリン税の暫定税率の廃止に伴う減収の影響ではありますが、来年度の減収に対しましては、国の地方財政対策において地方特例交付金で補填されることになっておりますので、県財政に財政的な影響は生じないこととなります。ちょっと地方税が減ってしまうということではありますが、財政的には影響は生じないというふうに受け止めています。

中期財政試算におきましても、影響がない前提で試算しているところであります。翌年度以降も地方の財政運営に支障が生じることがないように、地方の減収については代替となる恒久財源を措置するなど、国の責任において適切に対応いただくことを期待しているところでございます。

消費税減税についてでございます。これはいろいろな消費税の減税の仕方があり得ると思いますが、仮に飲食料品に係る消費税率がゼロになった場合、国においては、国と地方を合わせて年間5兆円程度の減収が見込まれると試算されています。この国の試算額を基に本県でも機械的な試算をしますと、本県の地方消費税、それから消費税を原資とする地方交付税の法定率分については減収額が約180億円程度と試算しているところでございます。

消費税の取扱いにつきましては、今後国において検討されるものであるもので、現時点で、地方の減収に対してどのような財政措置が講じられるかということも含めて、まだこれからの議論というふうに受け止めておりますが、仮に大きな規模の地方税や地方交付税の減収となった場合には、国においてしっかり対策、対応を行っていただきたいというふうに思っています。今後の国における議論をしっかり見極めながら、地方として必要に応じて意見、提言を行っていききたいというふうに思っております。

それから、3点目でございますが、防災・減災対策を進めるに当たってどう県財政を維持していくのかという御質問でございます。

県としても、国の国土強靱化実施中期計画における施策を積極的に活用して、防災・減災対策を集中的に進めていきたいというふうに考えております。その一方で、国土強靱化分を除く通常債の県債残高については縮減させていくこととしております。引き続き公共事業評価を通じた新規事業箇所の厳選やインフラの予防保全への転換等により、中長期的な見通しを持った投資的経費の重点化に取り組んでいきたいと考えております。また、交付税措置のない県債の

発行抑制や利子負担軽減にも資する繰上償還など、将来世代への過度な負担の抑制にも取り組むことで健全財政を維持していきたいと考えております。

以上です。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）続けて、人口減少社会での地域の社会的共通資本の維持について伺います。

地方創生策の長野県版であるしあわせ信州創造プラン3.0の2年目に当たる2024年（令和6年）度の政策評価結果が出ています。

44項目のうち、進捗率100%以上のA評価は22項目で50%、同じく80%以上100%未満のB評価は1項目で2.3%、80%未満のC評価は11項目で25%、基準値未満のD評価は9項目で20.4%、統計数値が未判明のものは1項目で2.3%となっています。2年目の政策評価結果を知事はどう捉えていらっしゃるでしょうか。

続いて、信州未来共創戦略と基本的な認識は共通していると思いますが、経済学者で、社会問題にも提言し続け、シカゴ大学、東京大学等で教鞭を執った故宇沢弘文氏が提唱した社会的共通資本である大気、水、森林、河川、海洋、土壌等の自然環境、二つ目の道路、交通機関、上下水道、電力等の社会的インフラ、これには、現代では人工知能、AIやインターネット等の情報インフラも含むと思います。教育、医療、金融、司法、行政等の制度資本の三つが挙げられます。

これにも人口減少は大きな影響を与え、これからもさらにそれが拡大することは、残念ながら必至の状況と言わざるを得ません。かてて加えて、世界をリードしてきた米国がアメリカファーストを掲げ、多くの国際機関や加盟条約からの脱退を次々と表明し、戦後の国際秩序は大きな危機に瀕しています。世界各地での戦争や、米国、中国、ロシア等の強大国の専横が目立ち、帝国主義の復活とまで言われる事態となっており、社会的共通資本が破壊されかねない状況になっています。

二つ目の質問です。知事は、しあわせ信州創造プラン3.0など様々な機会でも社会的共通資本について触れられていますが、地方創生と人口減少・少子高齢化が課題となる現状において、社会的共通資本についてどのように認識されていますか。

三つ目です。失われた30年世代への就労・所得対策や、若年層の所得向上や県内定着、結婚支援に直結する施策の充実が喫緊の課題となっています。国の施策も、遅きに失したとはいえ、ようやく具体化されてきました。東京都と他の道府県では財政面で大きな格差があり、ひとしく享受すべき社会的共通資本も同様の状況であると考えます。例えば保育料の無償化や水道料の無償化等であります。このことについての見解と今後の取組を知事に伺います。

四つ目です。県として人口減少や少子・高齢化社会がもたらす長野県の未来の姿をどのように捉え、それに対応するために何に重点を置き、取り組んでいくか。また、実行に移すための人、物、金、情報をどのように確保、活用するのか。阿部知事に伺います。

続いて、社会的共通資本全般に触れる時間がないので、令和8年度当初予算編成の重点項目に掲げられた10項目のうち社会的共通資本に係る5項目について質問いたします。

健康福祉関係です。病院の役割分担と連携強化による安心・安全な医療供給体制の構築について伺います。

私は、この代表質問を、毎年人間ドックを受けている長野厚生連の松代病院のドック用の部屋で昨年暮れから書き始めました。私事で恐縮ですが、私は学生時代に大きな交通事故に遭い、長い入院生活を県外で送りました。酒井議員にも遠くから見舞いに来ていただきました。なお、妻も頻繁に見舞いに来てくれたことを申し添えさせていただきます。

その折り、治療の最終段階のリハビリをJA長野厚生連鹿教湯病院でお世話になりました。高校を卒業し、大学に行くときは、多くの同世代の人たちがそうであったように、都会に出て海外勤務も辞さずに頑張ろうと思っていました。しかし、大けがをしてリハビリに励むうちに、お世話になっている病院が、長野県の農協が設立運営し、地域に大きな貢献をしていることに思い至りました。さらには、その頃は東京都の交通事故後遺症のリハビリ指定病院になっており、長野県を越えたところでも大きな機能を発揮していました。

リハビリを受けながら地域で役に立つ仕事をしたいと思うようになり、医者になることは、年を食っていることもあって、というより、必須科目であった物理、化学が苦手な諦めたというのが実際のところではありますが、厚生連と同じ基盤に立つ県農協組織に就職しました。健康診断、人間ドック、病気の受診等、50年近くお世話になっています。ある面では、50年間定点観測をしていたこととなります。様々な思いがよぎる中で、病院は大きな転換点に立っていると感じています。

病院ですから、けが人と病人がほとんどなのは当然ですが、少子高齢化の進行で一層高齢者の比率が増加していることは明らかです。平成12年（2000年）に介護保険が導入され、医療と介護のすみ分けが進み、その当時は、介護への転換が進み患者の層が若返ったと感じましたが、近年は再び高齢化が進んでいると感じています。

データから見ても、日本の病院受診件数、特に外来は横ばいか微減傾向にある一方、介護保険サービス利用者は、制度開始以来、一貫して増加しています。これは、高齢化の進展と医療から介護へのシフトという政策的な背景が影響しているものと思います。

少しデータに触れます。病院受診者数の推移ですが、入院患者数は2000年代半ば以降減少傾向にあります。これは、高齢者人口が増加しているにもかかわらず平均在院日数の短縮化が進

んだためです。外来患者数は全体として横ばいか微減傾向ですが、高齢者、特に75歳以上の占める割合は増加しています。将来推計ですが、厚労省の推計では、入院患者数は2040年頃にピークを迎え、その後減少に転ずるとされています。

介護保険利用者の推移です。利用者数、認定者数は、介護保険制度が創設されて以来、サービス利用者数と要介護・要支援認定者数は大幅に増加しています。65歳以上の被保険者数が約1.6倍に増加する中で、サービス利用者は約3.3倍に増加しました。これは、制度開始から約20年間のデータです。要介護・要支援認定者数は、2019年（平成31年）4月時点で659万人と、この19年間で約3.0倍になっています。

将来推計は、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は2050年まで継続して増加する見込みです。訪問診療や在宅サービスの利用者数も今後多くの地域で増加し、2040年以降にピークを迎える地域が多いと見込まれています。

これらの背景には、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題や、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築といった社会的な取組がありますが、医療・介護従事者の不足や偏在によって、ひとしく受給できることが基本の社会的共通資本の便益を受けることができなくなることが懸念されています。

厚生連病院の話に戻りますが、医療従事者の方も、若手の医師だった方が経験を重ねて部長になり、院長になっていくのと同じように、私自身も年を重ねてきました。女性の医師や男性の看護師が増え、男女共同参画の先駆的な事例ともなっていました。また、医療機器の進化、高度化はまさに目を見張るばかりでした。

しかし、医療従事者の方の忙しさは変わらず、昼食時間に診療が食い込み、まさに目が回るような忙しさが今でも続いています。県内の医療機関はいずれも同じ状況であることは様々なデータからも明らかです。とりわけ、公立・公的病院は、その設立の経過と使命から経営は厳しく、地域の生命を支えるために公的な支援は不可欠です。

そこで、7点、笹渕健康福祉部長に伺います。

一つ目。新たな地域医療構想の策定に向けては、既存の10医療圏の状況を踏まえ、構想地域の見直しを検討していく必要があると考えますが、県の見解と今後の対応について伺います。

二つ目。今後の医療ニーズの変化を踏まえ、地域型病院と広域型病院の類型化を早急に進め、さらなる役割分担と連携体制の構築に取り組む必要があると考えますが、今後の県の対応について伺います。

三つ目。民間医療機関の高度先端医療からの撤退の動きもありますが、公立・公的病院がその役割を担うべきと考えます。見解について伺います。

四つ目です。低賃金により福祉・介護人材の離職者が多く、人材不足は深刻です。国は、介護報酬を、本来令和9年度改定のを期中改定を行い、2.0%引き上げ、さらに令和9年度も実態調査に基づき対応するとしています。改定については評価しますが、まだ一般の就業者との賃金格差は大きいのが現状です。さらなる対応が必要であり、福祉・介護人材確保のため、国に継続した処遇改善を求めるべきと考えますが、いかがですか。

五つ目。訪問介護事業者の休業や閉所が全国的に相次いでいます。東京商工リサーチの調査によると、令和7年の介護事業所の倒産件数は176件で、うちヘルパーステーションが91件、52%を占めています。また、同様に休業件数は653件に及び、うちヘルパーステーションは実に465件、71%を占めています。長野県の倒産件数は2件、休業件数は12件です。条件不利地域の中山間地を抱える事業者はとりわけ厳しい経営状況にあります。訪問介護報酬の引下げを撤回し、介護報酬の引上げ、再改定を早急に行うように国に引き続き求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

六つ目。食材費や光熱費、燃料費等の増加が医療機関の経営を圧迫する中、県としても国の施策の活用や県単独での対応が求められると考えますが、取組状況と今後の対応について伺います。

看護・介護関係についてです。丸山議員も触れられましたが、少し細かく質問します。

一つ目です。看護師確保対策については、新規資格取得者の県内就職状況、大学等県内養成機関の実態と支援策、専門性の高い看護師の養成状況と再就職人数、及びそれに対する支援策について伺います。

この項目の中の二つ目です。2040年で介護職員が県内で4万8,000人必要とされていますが、介護職員確保策について、県内介護職員数とそのうちの介護福祉士の人数及び割合、介護福祉士の新規資格取得者の人数、大学等県内養成機関の実態と支援策について伺います。

医療及び介護の総合的な確保の意義が今改めて問われていると思います。我が国の医療・介護提供体制は、世界に冠たる国民皆保険を実現した医療保険及び2000年（平成12年）に創設された社会に定着した介護保険制度の下で着実に整備されてきました。一方、高齢化の進展に伴い、疾病構造が変化し、これに併せて必要な医療・介護ニーズが変化するなど、医療・介護の提供体制を取り巻く環境は、質問の前段で触れましたように変化しています。

次に、4番で、農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現について伺います。

一つ目です。低関税や無関税を基本とするTPP等の国際貿易協定に対して、アメリカのトランプ大統領は高関税政策を取り、世界の貿易は激変しています。このような状況の中、食料安全保障の見地からも、国内農業の重要性は従来に増して高まっています。国の食料・農業・農村基本法の改定を踏まえ、国の食料・農業・農村基本計画並びに県の食と農業農村振興計画

に基づき、産業政策としての農業振興策と地域政策としての農山村維持策の両方を展開し、県内農業生産力の強化と農山村機能の維持は社会的共通資本を維持していく意味でも重要と考えますが、見解と対応について知事に伺います。

二つ目。地域計画について、2点、村山農政部長に伺います。

一つ目です。10年後の担い手が位置づけられていない農地の割合が高い市町村が多数ありますが、地域計画の実態について把握した課題、市町村が計画を実践し、実現するために、国と県の役割について伺います。

二つ目です。農地中間管理機構等の現状を検証し、機能が十分発揮できるよう、事務の簡素化や予算の確保、遊休農地の利活用を含めた農地利用の最適化を促進することが必要と考えますが、現状と今後の対応策について伺います。

続いて、武田教育長に、一人ひとりに合った学びの実現など教育、子育ての更なる充実について伺います。

教員の児童生徒に向き合う時間の十分な確保を図り、児童生徒一人一人への個別最適化を進めるため、義務教育に合った30人以下の学級編制に移行することが重要と考えますが、今後の取組状況について伺います。

二つ目。不登校やいじめ、子供の貧困といった課題の解決には、校長等管理職のマネジメント能力の向上や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、市町村教育委員会との連携による支援の輪づくりが必要と考えますが、現状を伺います。

また、困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添った施策をどのように展開していくのか、伺います。

三つ目です。教育の分野でもウェルビーイングという言葉をよく耳にするようになりましたが、そもそも教育におけるウェルビーイングとはどういったものを指すものなのか、また、その概念をどのように児童や保護者に浸透させていくのか、伺います。

次に、公共交通の維持・発展と公共ライドシェア等を活用した移動利便性の向上について阿部知事に3点伺います。

一つ目です。公共交通の維持について、上下分離方式等事業者の負担軽減策や資本増強策、基金等の安定的な経営維持策の構築などによる公的関与の強化を国に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目です。燃料油価格高騰や人手不足により大打撃を受けているバス、タクシー、鉄道の各公共交通事業者に対する支援について伺います。また、運転手の確保について、これまでの事業効果の検証と今後の取組について伺います。

赤字ローカル線の存続について、JRネットワークを生かすことを求めるとともに、社会的

共通資本として維持していくために、国に対して抜本的な対応を求めつつ、県や市町村においても支援策の充実と活性化への取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。聞くところによりますと、JR東日本も長野支社を事業所にするというようなお話も聞こえてきております。対応がかなり難しくなるのではないかと懸念しております。

七つ目です。新たなゼロカーボン戦略の具体化による脱炭素社会の実現について伺います。

一つ目、全国各地で猛暑日の日数や最高気温が更新されるなど、地球温暖化が加速度的に進んでいます。一方で、2030年度に温室効果ガス正味排出量6割削減を掲げていますが、その達成は非常に厳しい状況にあると認識しています。先ほど丸山議員のほうにもお話がありましたが、見解を伺います。

次に、二酸化炭素をほとんど出さない水力発電事業が2050ゼロカーボン達成のために果たす役割は大きいと思いますが、今後新規で開発可能な小規模水力発電量はどのくらいか、吉沢公営企業管理者に伺います。

県民の意識向上について、3点、小林環境部長に伺います。

一つ目。脱炭素社会の実現には、ゼロカーボン戦略の県民周知に努め、県民の行動変容を促すことが重要であり、特に若年者の意識向上と参画促進が欠かせないと考えますが、見解と参加促進の具体策について伺います。

二つ目。松本市などで取り組まれている市民からの任意抽出による気候変動対策市民会議に学び、脱炭素社会づくり県民会議(仮称)の開催を検討すべきと考えますが、いかがですか。

三つ目。2050ゼロカーボンに向け、理解しやすい数値目標や、個々の企業や学校、個人などがそれぞれできることを具体的に示すべきと考えますが、いかがでしょうか。今まで、このところが非常に分かりづらいというようなお話をいただいております。

続けて林務関係を根橋林務部長に伺います。

持続可能な森林・林業体制の構築を進める中で、J-クレジット制度を活用した県有林が吸収した二酸化炭素量を環境貢献に取り組む企業や団体に販売する取組をもっと進めていくべきと考えますが、仕組みと実績について伺います。

再び小林環境部長に伺います。

持続可能な社会を形成するためには、社会的共通資本である生物多様性や水・大気等環境の保全を図ることが重要であり、そのためには、県民への啓発や必要な人材の育成確保が必要と考えますが、現状と今後の対応について伺います。

次に、令和7年11月27日に知事に提出した会派の令和8年度予算編成と当面の課題に関する提案をベースに、改革信州に寄せられた県民の皆様や市町村、各種団体の御意見や御要望と、会派で実施した中央省庁での次年度予算等の勉強会や県内外の視察等の内容を踏まえ、予算編

成と当面の県政諸課題について質問いたします。なお、社会的共通資本で触れた部分は重複するので省略いたします。

一つ目です。県民の声、特に事業の当事者の声を的確に事業構築や事業改善など施策に反映させる仕組みの構築を進め、かつ予算総合管理システムを活用し予算編成過程の透明化を一層推進するとともに、一般質問等における議員からの提案への対応状況や各種計画の目標及び成果と予算の関係を県民に分かりやすく示すことが必要と考えますが、見解を伺います。

また、決算と予算の連動性が重要と考えます。民間では、決算は予算の最大の検証、事業の最大の検証になっています。県では決算を次年度予算にどのように活用していくのか、伺います。

二つ目。今般、総合経済対策が更新される場所ですが、非正規労働者対策や中小企業対策等に取り組み、実質賃金の底上げによる家計の実質所得向上を図ることが重要と考えます。あわせて、主食の米をはじめとする物価高騰が生活弱者の暮らしを直撃している現状を踏まえ、賃上げ促進と福祉の観点からの支援強化の両面から対策を進める必要があると考えますが、具体的な支援策を阿部知事に伺います。

続いて、健康福祉関係であります。

感染症について伺います。

一つ目。人獣共通感染症として、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、オウム、インコ、ハトなどの羽毛やふんから菌を吸い込むことで感染するオウム病や、人へは変異型クロイツフェルト・ヤコブ病として感染するBSE（牛海綿状脳症）などが知られています。さらに、致死率が10から30%にも達する重症熱性血小板減少症候群、SFTSが近県で確認されています。人獣共通感染症に対する県の備えについて笹渕健康福祉部長に伺います。

この項の二つ目です。環境保全研究所の機能整理に伴い、安茂里庁舎に残る機能を健康福祉部所管に変更する予定と聞いていますが、現庁舎は、住宅密集地に加えて、氾濫危険地帯に立地しており、感染症の対応に向いている場所とは考えにくいです。地方衛生研究所の立地機能について見解を伺います。また、国との連携機能分担はどのようになっているのか、伺います。

危機管理について渡邊危機管理部長に伺います。

近年、豪雨等の自然災害が発生する確率が高くなっていることを踏まえ、発災時に地域住民が誰一人取り残されることなく避難が可能となるための防災・減災対策が重要と考えますが、取組状況と今後の方針について伺います。

続けて渡邊危機管理部長に伺います。

南海トラフ地震等に備え、物資備蓄と安全・安心な避難所の確保の状況について伺います。また、避難所環境の整備、とりわけTKB(トイレ・キッチン・ベッド)については、災害援助

の国際基準であるスフィア基準を満たすものや、女性、乳児・幼児や要配慮者にも十分配慮がなされるよう、市町村と連携し取り組むべきと考えますが、取組状況と今後の方針について伺います。

六つ目です。長野県全域のDX推進に向け、今年度からスタートした長野県DXアクションプランに基づき取組が進められていますが、一つ、県内市町村への支援の状況について中村企画振興部長に伺います。二つ、県内産業への支援状況について米沢産業労働部長に伺います。

人事関係で伺います。須藤総務部長に3点お願いします。

一つ。県庁組織のさらなる活性化のため、職員一人一人の力が発揮される職場及び労働環境の向上や、将来につながる職員採用の強化に努めるべきと考えますが、実態と具体策について伺います。

次に、増加傾向にある中途退職者の退職事由について認識を伺います。また、失われた30年世代を中心とした社会人採用の拡大等、毎年度平準的で適時適切な職員採用を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、中途退職した職員との情報交換の場を設けるとともに、ウェルカムバック採用を増やすなど官民交流の取組を充実させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて県民文化で伺います。

県民一人一人が自らの個性を生かしつつ心豊かに暮らせるよう暮らしの安全対策を推進し、文化芸術のさらなる振興と、お互いの人格を認め合い、人格を尊重し合う中で、誰にでも居場所と出番がある県づくりが重要だと考えますが、性別や国籍などにかかわらず活躍できる社会を実現するため、現状と県としての今後の取組について伺います。

次に、人権条例です。

今年度初めに諮問された人権条例の策定が大詰めとなり、来月には答申の運びとなっています。先進的に制定した県によっては、現状と課題に向き合って、当初からの内容を部分的に見直すなどして取組を進めているところもあります。

条例制定に当たっては、今後、インターネット環境等状況が目まぐるしく変化する現代社会の中で実効性のある人権条例にするために、こうした状況の変化が生じた場合に実情に応じた柔軟な見直しができるよう、その旨を条文に明記する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

続いて環境です。小林環境部長に伺います。

近年多発する自然災害にもしっかりと対応するため、安全・安心、かつ安定した水道水の供給体制の構築が重要であり、人口減少下でこれらの維持や技術者を確保するため、市町村への支援が必要と考えますが、いかがですか。

産業労働で伺います。

最低賃金がようやく本県において時給1,000円を超えましたが、この間の経過や、公益委員、労働側委員、経営側委員のそれぞれの評価、生産性との関連、雇用への影響について米沢産業労働部長に伺います。

また、今後時給1,500円を目指す方向ですが、中小企業では生産性と内部留保、ストックの観点から容易ではないと考えます。県として今後どのように対応するのか、同じく米沢産業労働部長に伺います。

令和4年に公布された長野県中小企業振興条例は、「長野県の中小企業は、産業発展の原動力であり、地域社会を担う重要な存在である」とうたい、基幹産業が明治期の製糸工業から戦後の精密機械工業、加工組立型産業や自動車産業の電装化分野へと変遷する中で地域経済を支えてきたが、それに貢献しているのは、進取の気性に富み、旺盛な企業家精神にあふれる中小企業者であるとしています。

中でも、様々な関係機関、中小企業関係団体等、この中には県経営者協会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、商工会議所、県商工会連合会、商工会、商店街振興組合、県産業振興機構などや、教育機関、金融機関に加えて労働団体も関係団体としてその役割が掲げられています。労働団体が入っているのは画期的で、他県には見られない先進的なものになっています。

他県から、この条例について、内容や制定に至る経過等、労働団体に問合せが多く来ていると聞いています。この長野県中小企業振興条例の趣旨を強く全県へ波及させるべきと考えますが、具体的な取組について同じく米沢産業労働部長に伺います。

次に、中小事業者がコスト上昇分の価格転嫁を行うのは容易ではなく、とりわけ人件費への転嫁が難しい実態が明らかになっています。サプライチェーンの段階ごとの価格の実態について伺います。

また、事業者が価格転嫁を確実にできるよう、転嫁を促進する取組について伺います。これも産業労働部長に伺います。

次に、事業承継、新規創業支援、人材育成、働き方改革などの諸課題についても改善が図られるよう、地域の商工団体等との連携を強固にし、国の制度の活用を含めて県も必要な予算の確保と拡充対策を講じ、中小企業の振興により、活力ある長野県企業の創出と牽引を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

高橋観光スポーツ部長に3点伺います。

国内外において独自性や魅力が発揮される世界水準の山岳高原観光地における山岳高原リゾートブランドの確立を目指し、新たな観光資源の発掘や自然や風土を生かすブランディング

により観光需要の喚起に努めることが肝要と考えますが、戦略と具体策を伺います。

観光スポーツ部が設置されて間もなく2年を迎える中で、観光とスポーツを結びつけて実施した具体的な取組の実績と、それらを踏まえて今後どう取り組んでいくのか、伺います。

宿泊税について、3点、観光スポーツ部長に伺います。

来年度スタートする宿泊税の導入に際し必要なシステムの改修については、特別徴収義務者の過大な負担とならないよう事業者のニーズに応じた対応が必要と考えますが、取組状況について伺います。

使途は、宿泊環境や滞在環境の充実・向上に資するものとし、その検討に当たっては、特別徴収義務者を参画させ、共にその成果の検証を行う仕組みを構築すべきと考えますが、いかがですか。

三つ目です。人材育成やDXの推進など特別徴収義務者の生産性と持続性確保のための支援を行うとともに、市町村においても中長期的視点に立って基金化するなど、有効に財源を活用できる仕組みをそれぞれの課題に応じて取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

林務部長に伺います。林業就業者の確保育成や所得増加策、安全対策の強化等の雇用環境改善に向けた支援の状況と今後の取組について伺います。

主伐・再造林の推進について、3点、根橋林務部長に伺います。

一つ。長野県森林づくり指針に掲げる再造林の目標に対する進捗状況を伺います。

二つ。主伐・再造林により素材生産の増加が見込まれることから、信州ウッドコーディネーターによる販路の開拓や県産材を活用した住宅の建設促進が必要と考えますが、現状と推進の具体策を伺います。

三つ。再造林を進める上で、県内産苗木の確保状況について伺います。また、花粉症対策として行っている人工林を花粉の少ない杉等へ植え替える取組の状況について伺います。

次に、森林の集約化やICT機器を活用しての境界明確化事業、搬出のための林道作業道等の路網整備の状況と今後の取組について伺います。

建設部長に伺います。

住宅耐震化の必要性を県民に啓発するとともに、予算のさらなる拡大と、耐震診断、改修・除却の対象を平成12年の建築基準法改正以前の木造住宅へも広げるべきと考えますが、栗林建設部長にお答えいただきたいと思います。

次に、警察関係で二つ質問をいたします。

定数が5名増となりましたが、その理由と配置先について伺います。

次は、特殊詐欺です。先ほど丸山議員も触れられましたが、警察庁が2月12日にまとめた特殊詐欺や、交流サイト、SNSを介した投資詐欺や恋愛感情に乗じたロマンス詐欺の被害総額

は、前年比62.5%増で3,241億円余となっているようであります。過去最悪を更新したとなっています。県内の件数は、先ほど県警本部長がお答えになりましたので省略します。大変驚くべき金額ですが、表に出ない被害も相当あると思われ、実際の被害額はさらに膨大なものになっていると推察されます。警察官への信頼を逆手に取って警察官をかたる事案や国境をまたいだ犯罪も目立つようになり、人々の暮らしに暗い影を落としています。特殊詐欺事件に対する令和7年（2025年）中の認知件数及び防止対策について伺います。また、犯罪の広域化に伴う捜査体制について併せて伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次お答え申し上げます。

まず、令和6年度を対象に実施した政策評価結果についてどう捉えているかという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン3.0に係る主要目標の進捗区分については、これはA評価が半数という状況になりました。残りの半分はまだまだ目安値に達しておりませんので、努力が必要というふうに受け止めております。

政策分野別に見ますと、五つの柱のうち「快適でゆとりのある社会生活を創造する」という柱についてはA評価が75%ということで、おおむね順調に推移しております。一方、結婚、子育て、女性活躍推進に係る政策の柱4「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、D評価が主要目標七つのうち三つということで、かなり課題が多いというふうに認識しております。今後、主要目標ごとに課題をよく分析させていただいた上で施策の改善等を行って、目標達成に向けて取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

続きまして、社会的共通資本についてどう認識しているかという御質問でございます。

私もいろいろな場面で社会的共通資本の話をさせていただいておりますけれども、宇沢弘文先生がおっしゃった社会的共通資本について、国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、利潤追求の対象として市場的な条件によって支配されてはならないというふうに宇沢先生はおっしゃっています。

この概念は、知事としていろいろな分野の仕事をすればするほど含蓄のある言葉ではないかなというふうに思っております。分権自治の視点や市場原理主義に対抗する概念を幅広く含んでいるのがこの社会的共通資本だというふうに考えております。

具体的な分野でいけば、例えば、交通は運賃収入で賄うのが当たり前という状況から転換していかなければいけないというふうに思っておりますし、教育も、中央集権的色彩が強い教育を現場の自治に委ねていくことが重要だというふうに私は思っております。改めて、この社会的共通資本の意義については、今日的に再認識される必要があるのではないかというふうに

思っております。私ども長野県では、今回かなり社会的共通資本を意識した取組を進めておりますけれども、今後とも真に豊かな社会をつくることを目指してしっかり取り組んでいきたいと考えております。

東京都と他の道府県では財政面で大きな格差があり、社会的共通資本にも影響を与えているのではないかと、このことについての見解と今後の取組という御質問でございます。

東京都に人口や企業が過度に集中しているということは、多くの皆さんが指摘されているところでございます。社会的共通資本の維持管理という面でも、やはり税収、利用料収入が豊富な都市部とそうでない地方部との間ではその在り方がおのずと異なってくる部分があるというふうに思っております。

こうした課題を解決するには、やはりこの税源の偏在を是正するための取組が不可欠だというふうに思っております。全国知事会としても、これまで、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築というものを求めてきました。昨年12月の与党の税制改正大綱においてもこうした観点を踏まえていただき、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組が必要と明記され、さらに、法人事業税資本割や、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税を対象とした措置を検討するとされました。関係の国会議員の皆様方には心から感謝を申し上げたいというふうに思います。今後具体的な検討が進んでいくことを強く期待しておりますし、必要に応じて地方の側からもまた意見を申し上げてまいりたいと思っております。

続きまして、人口減少下の県の未来像と対応ということでございます。

しあわせ信州創造プラン3.0では、確かな暮らし、ゆたかな社会を目指していくということを掲げさせていただいております。明日への希望を持って日々の生活を送ることができ、万一の場合には温かな支援を受けることができるという安心がある社会、そして、お一人お一人の県民の皆様方に幸せを実感いただける社会、こうしたものを未来の姿として目指していきたいというふうに思っております。そのためには、人口問題、気候変動への対応、また、社会的共通資本をめぐる制度改革等、社会の基本設計をアップデートする取組に重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

また、こうした取組を進める上では、何としても県組織全体を挙げて取組を進めていかなければいけないわけでありまして。職員確保・育成基本方針によりまして県の職員の確保育成を進めていきたいというふうに思いますし、いろいろ厳しい財政状況ではありますが、持続可能な財政運営を行うことによって、真に必要な政策には財源をしっかりと振り向けていきたいというふうに考えております。

続きまして、農業についてでございます。

農業生産力の強化、そして農山村機能の維持は社会的共通資本を維持していく意味でも重要

と考えるがどうかという御質問でございます。

私も同じように考えております。何よりも、私たちの暮らしに不可欠な食料を生産しているわけでありまして、また、農業・農村は様々な機能を有する社会的共通資本の代表的な事例だと言っても過言ではないというふうに思っております。

農業経営者の皆様方ともお話をさせていただき、農業・農村を当事者だけで支えていくことがなかなか困難になりつつある中で、社会全体でどう支えていくのかということを改めて考えていく必要があるのではないかとというふうに思っております。産業政策としての農業振興策、そして、様々な方々の参加で農業・農村を支えていく地域政策、こうした両面から取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、公共交通でございます。まず、安定的な経営維持策の構築などによる公的関与の強化を国に求めるべきと考えるがいかがかという御質問でございます。

先ほども少し触れさせていただきましたが、まさにこの公共交通の分野は、公の関与を増やしていくと。運賃収入だけで事業者が努力していくということはもう既に限界に来ているというふうに思っております。そうした観点から、本県においては信州型広域バス路線支援制度を推進させていただいているところであります。

また、国土交通省の審議会等の場におきまして、私からは、より公共が関与すべきだ。公共交通、特に全国ネットワークの部分は国がしっかり責任を持つ必要があるのではないかと。それから、交通に関する予算があまりにも少ないので飛躍的な増大が必要ではないかということをお訴えさせていただいているところでございます。今後とも、こうした観点から、国に対して強く制度の見直し、財源の確保を求めていきたいと思っております。

続きまして、バス、タクシー、鉄道の各公共交通事業者に対する支援、そして運転手の確保について御質問をいただきました。

まず、支援でございますけれども、公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。県としては、鉄道事業者に対する安全性向上に資する設備整備への支援に加えまして、運行に必要な電力費用への支援、また、バス事業者に対しては、先ほど申し上げた信州型広域バス路線支援制度による赤字補填にとどまらない運行費の支援、そして、県有民営バス車両の貸与、さらにはタクシー事業者に対する車両導入経費の支援、こうした様々な事業者支援を行ってきているところでございます。

来年度予算では、地域鉄道への交通系ＩＣカードやタクシーの配車アプリの導入等につきましても支援を行わせていただき、公共交通の利便性向上を図り、利用者を増やすとともに、事業者の経営基盤の強化につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、運転手の確保につきましても、これまで、バスドライバー移住支援事業補助金の創設

や大型第二種免許の取得費用の支援など様々な支援策を講じてまいりました。移住支援金が採用の契機になったという声も伺っておりますものの、まだまだ支援の強化が必要ではないかというふうに思っております。

このため、来年度は、バスドライバー移住支援金の補助上限の引上げ、大型第二種免許の取得費用に対する支援の増額、求人サイトへの掲載費用など採用活動経費への支援制度の創設など、施策を一層充実してまいります。

続きまして、赤字ローカル線の存続について、JRにネットワークを生かすことを求めるとともに、国に対して抜本的な対応を求めつつ、県や市町村も支援策の充実と活性化への取組が必要と考えるがどうかという御質問でございます。

昨日、国土交通省主催で、まさにこのJRの赤字ローカル線を含めてネットワークをどうするかという議論を行う有識者会議が開かれ、昨日は新潟県、広島県の知事も参加していましたが、私も県知事の立場で参加させていただいて、このことについて意見を述べさせていただいたところでございます。

このJR路線は、都道府県をまたぐ全国的なネットワークを形成しているものでありますので、赤字ローカル線の存廃議論を単に地方に任せるだけでいいのかというふうに思っております。そうした観点から、国として、より主体的に責任を持って取り組む必要があるということをお願いさせていただきました。

加えて、現在、不採算路線につきましては、JR各社が言わば内部補助で維持しているという状況でございます。私も一定程度はこうした内部補助で対応していただくことが必要だというふうに思っておりますが、それも事業者の自主性に任せるだけで本当にいいのだろうかという問題提起をさせていただき、国として一定程度基準を考えていかなければいけないのではないかというふうに申し上げさせていただいたところでございます。

この交通の部分について、国は、旧運輸省的と言うと言い過ぎかもしれませんが、地域と一緒に考えていくというよりは、どうしても一歩引いて許認可官庁的に行動される観点が強いので、我々と一緒に交通ネットワークをどう守り抜くのかということを実際に考えていっていただきたいというふうに思っております。

また、我々は、沿線自治体として、市町村と連携させていただき、利用者増や沿線のにぎわい創出にしっかり取り組むほか、駅のバリアフリー化、エレベーターの設置補助等利用環境の向上のための支援を行っていく必要があると考えております。この点については、引き続き、国や事業者と共に、どうすればより最適な交通システムが維持できるのかという観点でしっかり議論していきたいと思っております。

続きまして、県民の声の施策への反映、予算編成過程の透明化という御質問でございます。

これまでも、事業構築に向けた政策対話や予算要求に対するパブリックコメントを行ってまいりました。また、来年度からは、県民参加による提案・投票制度（仮称）も導入していきたいというふうに思っています。こうしたことを通じて、県民の皆様方の声を施策にできるだけ反映していきたいと思っております。

また、予算編成過程の透明化につきましては、当初予算の要求内容を部局ごとに公表しているほか、事業改善シートにより予算要求から予算額決定のプロセスを公表させていただいております。

こうした取組に加えて、今後、令和9年度末までに、予算、決算、事業評価を一元管理するシステムを構築していく予定でございます。これに併せて、県民の皆様方に伝わる効果的な情報発信の在り方についても研究していきたいと考えております。

また、決算の次年度予算への活用についてでございますが、前年度の決算額を踏まえ、次年度の予算要求における事業費の積算に適切に反映いたしますとともに、予算要求後も、編成過程の中で決算特別委員会での御指摘等も踏まえさせていただき、当初予算案を取りまとめることとしております。今後とも適切に対応していきたいと考えております。

最後に、賃上げ促進と福祉の観点の両面から対策を進める必要があるのではないかということで、具体的な支援策という御質問でございます。

実質賃金が伸び悩む中、賃上げ環境の整備を進めますとともに、福祉的支援の充実や家計負担の軽減に取り組み、家計可処分所得の向上を図っていくことが我々としては大変重要だというふうに思っております。

具体的には、事業者の賃上げ原資の確保を図るため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等への支援、また、専門家によります価格転嫁交渉等のサポートなどに取り組んでいるところでございます。

また、福祉的支援の充実の取組といたしましては、生活就労支援センターでの相談支援や生活必需品の提供、また、県フードサポートセンターを通じた食料支援、さらには低所得の独り親世帯への給付金の支給などを通じて生活基盤の安定に取り組ませていただいております。さらに、来年度当初予算におきましては、子育てや教育に関する負担軽減を図ることとしております。引き続き県民の皆様方の暮らしを切れ目なく支援していきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には医療提供体制と感染症に関しまして10点お尋ねがございました。

初めに、新たな地域医療構想の構想区域の見直しについてでございます。

新たな地域医療構想の策定に当たっては、2040年頃の将来を見据え、医療需要の減少や医療人材の確保など、現行の構想区域では対応が困難な地域があることも踏まえ、安全で持続可能な医療提供体制を今後どのように構築していくかが重要な課題であると認識しております。

こうした課題に適切に対応するため、本県としては、現行の構想区域の広域化も視野に入れつつ、急性期拠点機能への医療資源の集約化などについて議論を一層加速させていく必要があると考え、令和8年度の新たな地域医療構想の本格策定に先立ち、本年度から有識者による懇談会を開催しているところでございます。本懇談会では、構想区域の見直しを検討するに当たり、2040年を見据えた人口規模の変化や患者の受療動向、医療従事者の状況や交通事情など地域の実情を踏まえ、どのような視点で検討するべきかについて意見交換を行っております。

来年度からの本格策定に際しては、懇談会で出された意見や国から示される次期構想策定ガイドラインも踏まえ、構想区域の見直しも含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療機関の役割分担と連携に向けた今後の県の対応についてでございます。

議員御指摘のとおり、人口減少に伴い急性期の医療需要が減少する一方で、高齢者特有の慢性疾患への対応など地域で必要とされる医療ニーズが大きく変化していく中、将来の医療需要を見据えながら医療機関の役割分担と連携強化を進めていくことが不可欠であると認識しております。

県では、令和6年に策定した医療提供体制のグランドデザインにおいて、医療機関の役割分担と連携の一層の推進を図るため、広域型病院と地域型病院の機能を示し、各医療機関が地域における自院の位置づけを確認できるよう基本的な考え方を提示したところでございます。

このグランドデザインの実現に向けては、診療報酬データに基づく受療行動の分析など客観的なデータを積極的に活用しながら地域の医療提供体制のあるべき姿を関係者と共有しております。今後は、地域全体で最適な医療提供体制を構築するため、地域医療構想調整会議に市町村長や住民代表に加わっていただくなど、より地域の実情に即した役割分担と連携が進むよう県としてもしっかりと議論を主導してまいります。

三つ目に、高度先端医療を公立・公的病院で担うことについてでございます。

公立・公的病院は、地域の民間医療機関では採算性の理由から担うことが難しい救急、小児・周産期、感染症、災害医療など、県民の生命に直結する政策医療を担う役割を主に果たしていただいているものと考えております。その結果、公立・公的病院の令和6年度決算では約7割の病院が赤字を計上するなど、物価上昇などの社会経済情勢の影響により経営環境は厳しい状況にあります。

そのような中で、高度先端医療の導入には、専門性の高い医師の確保や高額な医療設備の整備、さらには継続的な投資が不可欠であり、公立・公的病院が新たに導入する際には、地域の

医療ニーズや採算性、地域全体の医療提供体制の在り方も踏まえながら慎重な検討が求められます。県としましては、公立・公的病院における高度先端医療の提供について、地域医療構想や医療提供体制のグランドデザインの考え方にに基づき、地域の実情を丁寧に見極めながら、自院の役割も踏まえ、個別に慎重に判断していくものと考えております。

四つ目に、介護人材確保のための処遇改善についてでございます。

議員御指摘のとおり、国は、来年度、臨時的介護報酬改定を行い、介護従事者の処遇改善を行うこととしたところであり、一定の評価がされるわけではありませんが、依然全産業平均賃金と比べ大きく差がある状況でございます。

介護人材の確保定着に向けては、まずは他産業に比べて低い賃金水準である介護従事者の賃上げとともに、介護保険制度が将来にわたって安定的に運営されるよう、今後も地域の実情に合った制度となることが極めて重要だと考えております。このことから、県では、これまでも全産業平均賃金や他産業における賃上げの動向を踏まえた介護従事者の処遇改善を国に要望してきたところでございます。今後も介護需要の増加が見込まれる中、どの地域に住んでいても必要な介護サービスが受けられるよう、現場を支える介護従事者の処遇改善を引き続き国へ強く求めてまいります。

五つ目に、訪問介護の報酬引上げについてでございます。

県としましては、訪問介護は高齢者の在宅生活を支える極めて重要なサービスの一つであり、高齢者人口がピークと見込まれる2040年に向けても訪問介護サービスが安定的に提供されることが必要と認識しております。

2025年における全国の介護事業者の休廃業・解散の状況は過去最多となり、訪問介護事業者の割合が最も高い状況にあります。県内の訪問介護事業所数の状況につきましては、近年、廃止件数は横ばいで推移する一方で、新規指定件数は減少傾向にあり、令和8年1月1日時点では全体で微減の状況となっております。

そのような中、県としましては、昨年夏、知事が直接国へ赴き、地域の実情に応じた報酬設定と地方への国費の充実、適時適切な報酬改定について強く要望したところでございます。現在、国では、今年6月に予定している介護報酬の臨時改定のほか、令和9年度の制度改正に向けて、中山間・人口減少地域の実情に応じた人員基準の緩和など、介護サービスの在り方について制度の検討が進められているところでありますので、こうした動向にも注視しつつ、県として引き続き必要な要望を行うとともに、訪問介護事業所におけるサービス提供体制の確保に向けた支援などにも取り組んでまいります。

六つ目に、物価高騰の影響を踏まえた支援の必要性についてでございます。

県内の医療機関からは、物価の上昇や人件費の高騰を背景に、公立、公的、民間を問わず経

営状況が厳しいとの声を伺っているところでございます。こうした状況を踏まえ、現在、県としましては、国の医療・介護等支援パッケージや重点支援交付金を活用し、医療機関における賃上げや物価上昇への対応を支援するため取り組んでいるところでございます。

また、令和8年度当初予算案におきましては、県民生活に不可欠な医療機能を確保するため、物価高騰の影響を受ける救命救急センターや周産期母子医療センターに対して県独自に上乗せ補助を実施してまいります。

今後、令和8年度診療報酬改定においては大幅な引上げが予定されておりますが、引き続き各医療機関への影響を注視するとともに、なお不足する部分が生じる場合には、国への要望も含め、適切に対応してまいります。

七つ目に、看護職員確保策に係る現状と支援策についてでございます。

看護職員の確保は、人口減少や急速に高齢化が進行する中、安心・安全な医療提供体制の構築のために重要であると認識しており、令和6年12月末における就業看護職員数は3万1,304人であり、年々増加している状況にあります。

新規資格獲得者の県内就職につきましては、令和6年度に県内の養成施設を卒業し看護職員として就職した者は824人、そのうち県内就職者は653人で、おおよそ8割が県内に就職しております。大学等県内の養成施設につきましては19校ありまして、令和7年度の入学者数は855人で、少子化の影響もあり年々減少傾向にございます。県では、看護師等養成施設への運営支援の拡充や看護学生に対する修学資金の貸与などの支援を行っております。

専門性の高い看護師の養成状況につきましては、令和6年12月末において特定行為研修修了者が213名、認定看護師が514名、専門看護師が41名となっております。中でも、感染管理認定看護師については新興感染症への対応に向けて県看護大学において養成を行っており、令和4年度から6年度までの3年間で53名を輩出しております。

再就職人数につきましては、令和6年12月末で、過去2年以内の再就職者が1,985人となっており、県ナースセンターにおいて再就職支援研修や交流会を開催するなど、就業支援を行っております。

八つ目に、介護職員の現状についてでございます。

県内の介護職員数については、厚生労働省が公表した調査結果によりますと、令和6年10月現在3万7,746人であり、そのうち介護福祉士は2万2,197人、約6割となっております。また、令和7年度において介護福祉士として新たに登録された方は、令和8年1月末現在で836人という状況です。

介護福祉士養成施設の県内の状況につきましては、養成施設数、入学者数共に減少傾向にありましたが、今年度の入学者数に関しましては、令和6年度と比べて増加に転じております。

これは、介護職を目指す若い世代が減少している一方で、近年外国人介護人材の受入れが進んでいることから、養成施設においても外国人留学生が増加傾向にあるためだと考えられます。

介護福祉士養成施設の卒業生は、将来、介護施設等でリーダー的な役割となることが期待されていることから、県では、養成施設に対し、入学者への修学資金の貸与や外国人留学生への奨学金等への支援、オープンキャンパス等PR経費や留学生の試験対策費等への支援に合わせ、小中学生等へ介護の仕事の魅力をPRする訪問講座や介護の職場体験などを実施しているところでございます。こうした介護職の魅力発信などを通じて、引き続き介護人材の養成確保に取り組んでまいります。

九つ目に、人獣共通感染症に対する県の備えについてでございます。

動物から人に感染する病気の総称である人獣共通感染症は、議員御指摘のとおり多くの種類があり、多様な生物が感染源となることから、県としましては、様々な関係機関と連携した総合的な対策が必要と考えております。

人獣共通感染症に対する県の備えとしましては、まずペットや野生動物への適切な接し方について、獣医師会等と連携した研修の実施や県のホームページの注意喚起等を行い、感染予防策の周知に取り組んでおります。

また、県内医療機関の協力を得ながら人獣共通感染症を含めた様々な感染症を幅広く対象とした発生動向調査を実施し、最新の発生状況を把握、公表しているほか、その発生が疑われる場合には迅速、的確な診断を行い、早期に治療に結びつけられるよう、環境保全研究所において国の機関とも連携しながら検査体制の維持充実を図っております。

さらに、人獣共通感染症のうち新型インフルエンザ等の発生に備え、患者受入れや医療提供体制確保のため、医療機関や薬局等とあらかじめ医療措置協定を締結することに加え、抗インフルエンザ薬や医療従事者が有事に使用するマスク等の個人防護具の備蓄についても体制を整えているところでございます。今後も、関係部局や医療機関、団体等と発生情報を随時共有するなど連携を図りながら、人獣共通感染症の発生に対し引き続き備えてまいります。

最後に、地方衛生研究所の立地、機能等についてでございます。

環境保全研究所は、令和10年度を目途に、環境部門を飯綱庁舎に集約し、安茂里庁舎に残る衛生部門を健康福祉部所管の現地機関、地方衛生研究所として独立させる予定でございます。この安茂里庁舎は、議員御指摘のとおり、周辺に住宅が密集し、浸水想定区域内に立地するほか、建物自体の老朽化や耐震性不足といった課題もございます。これら喫緊の課題を踏まえ、現在、立地等も含めた地方衛生研究所の在り方について関係部局と検討を進めているところでございます。

また、地方衛生研究所の機能につきましては、地域保健法において、地域保健に関する調査

研究、試験検査、情報の収集、整理、活用、市町村職員等も含めた研修指導などを行うこととされております。

一方、国では、国立健康危機管理研究機構において、感染症に関する国内外の科学的知見の収集・分析、検査技術や試薬等の開発・普及、職員の研修、技術的支援を行うほか、各自治体に対して必要な助言や指導等を行うこととされております。これら国との役割分担のほか、新型コロナウイルス対応の教訓も踏まえ、新たに独立させる地方衛生研究所を健康危機管理の技術的拠点と位置づけ、健康危機事案への対応力の強化充実に努めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には地域計画について2点御質問をいただきました。

まず、計画の実態と課題及び計画実現に向けた国、県の役割についてでございます。

昨年度策定された地域計画において、10年後の担い手が明確になっていない農地が県全体で約35%に上ることが明らかになり、本年度、市町村へのアンケート調査を実施した結果、担い手不足の進行、高齢化による新たな投資や取組への意欲の低下、農地の分散、点在が主な課題として把握されたところでございます。

これらの課題解決に向けた市町村の取組を国、県がそれぞれの立場から支援することが重要であり、国においては課題への対応に必要な制度等の整備や予算の確保、県においてはより現場に近い立場で地域ごとの課題に応じたきめ細かな提案や支援の実施、さらに現場の課題を国につなげていくといった役割を果たしていくことが必要であると捉えております。そのため、県としましては、地域振興局ごとに設置した支援チームが直接現地に入りながら、計画の実現に向け、支援をしていくこととしております。

次に、農地中間管理機構の現状及び農地利用最適化等に向けた対応策についてでございます。

農地中間管理機構は、担い手への農地の集積・集約化など、地域計画の実現を進める上で重要な責務を担っており、円滑な事業運営が求められております。

しかしながら、機構が実施する農地中間管理事業による農地の貸借は、新たな権利設定に加え、事業開始から一定期間を経過したことによる権利更新などにより、本年度の1月末現在の事務処理件数は前年と比べ2.3倍の1万3,000件を超えるなど事務量が激増しており、事務の簡素化等が急務となっております。

このため、機構が設置した事務改善検討プロジェクトチームに県も参画し、貸借に必要な書類の簡素化やDXの推進などの検討を進めております。また、県では、これまでも業務量の増加に伴う予算の確保を国に求めているところであり、今後も継続して要請してまいります。

農地利用の最適化につきましては、農地の集積・集約化や、遊休農地の解消に係る機構

や県も含めた機関6者が一体的に活動方針を定め、それぞれの役割を明確にしながら推進を図っており、県も積極的に関与し、引き続き農地が有効活用されるよう支援をしております。以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教育、子育てのさらなる充実について3点御質問をいただきました。

まず、30人以下学級編制の今後の取組についてでございます。

児童一人一人に応じた支援を行うためには、教員の目が一人一人に届く環境を整えることが必要でございます。特に、生活や学習の基盤を形成する幼児期から小学校低学年にかけては環境の変化が大きく、この時期の丁寧な指導がその後の円滑な学校生活や学びにつながると考えております。

児童の個性に応じたきめ細やかな教育を行うため、来年度、小学校1年生において、学級規模を30人以下とする25人規模学級編制を実施し、児童の学習支援や相談体制の充実を図っていく予定でございます。また、25人規模学級の優位性を生かし、児童の興味関心や学び方に応じた支援やカリキュラム研究を外部の教育機関に委託し、その成果を学校現場に随時周知し、授業改善など教育の質の向上につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、不登校やいじめ等の課題解決に向けた取組の現状と今後の施策展開についてでございます。

不登校やいじめなどの課題は、個々の要因が異なるだけでなく、その背景も多様化、複雑化していると認識しており、学校の管理職には、学校内外の様々な人材を活用し、効果的な支援体制を構築するマネジメント力が求められていると考えております。このため、管理職が最新の知見や好事例を学び、支援体制を的確に整えられるよう研修の充実に継続して取り組んでまいります。また、スクールカウンセラーは、公立小中高、特別支援学校全てに配置し、スクールソーシャルワーカーについても拡充を図ってきたところでございます。

一方で、専門人材の確保が難しい状況にあり、さらなる拡充には一定の課題があると認識しております。さらに、現在、市町村教育委員会や市町村福祉部局、民間団体との連携の下、既存の会議等を活用しながらそれぞれが強みを生かした支援の輪を広げているところでございます。

今後、関係機関とつながっていない児童生徒に対し、インターネット上の仮想空間を活用した新たな居場所を提供するほか、スクールカウンセラー等の専門職の支援力向上を図ることで一人一人の状況に寄り添った支援体制をさらに強化してまいりたいと考えております。

続きまして、教育におけるウェルビーイングについてでございます。

一般的に、ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的によい状態にあることを指すも

のとされております。県教育委員会では、第4次長野県教育振興基本計画において、人間関係の構築や自己理解を深め、社会とのつながりを実感しながら自らの人生を主体的に形づくり、充足感や生きがいを感じながら成長していく状態を教育における目指すウェルビーイングと考え、取組を進めております。

ウェルビーイングの概念は、豊かな自然体験や社会体験及び人との関わりを重ね、自己を見つめ、自己の価値に気づくとともに、他者と共に生きる喜びを実感できる教育を推進することで子供に浸透していくものと認識しております。また、そうした子供の姿を教員が保護者と共有することで保護者の理解と共感につながり、広く浸透が図られるものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私にはゼロカーボンや水道事業に関して6点御質問を頂戴しました。

まず、県ゼロカーボン戦略の目標達成の見通しに対する見解についてでございます。

本県は、ゼロカーボン戦略の下、様々な分野で取組を進めてきた結果、2010年度に比べまして、温室効果ガス総排出量は約20%減少し、再生可能エネルギー生産量は約40%増加するとともに、県内総生産の増加と排出量の削減が同時に進展しますいわゆるデカップリングが国全体の状況に比べ大きく進展するなど、一定の成果が現れてきていると考えているところでございます。

一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の生活様式に慣れ、家庭産業部門において想定するほどの省エネが進まない、あるいは自家用車への依存度が高くなり公共交通利用への転換が進まないなど、実際の行動変容にはなかなかつながっておらず、現状のペースでは、目標の排出量6割削減のところ4割程度の削減にとどまる見込みで、目標達成が極めて厳しい状況にあると認識しているところでございます。こうしたことから、今後は、排出削減に向け、より効果的な取組を加速していく必要があると考えているところでございます。

次に、若年層の参画促進に対する見解と具体策についてでございます。

2050年度を見据えました息の長い取組を進める上では、未来を担う若者の意見を踏まえて取組を進めることは不可欠でございます。また、SDGsの浸透などにより、環境意識が高く、個人や民間団体で意欲的に活動している若者の取組を後押しすることも重要であると考えているところでございます。

そこで、県ゼロカーボン戦略の中間見直し作業においては、若者を対象とした意見交換会を開催したほか、県内で脱炭素化に取り組む学生や若手の就業者と知事との懇談の場を設け、意見交換を行ったところでございます。

こうした中で、今後、若者を中心に脱炭素化の取組の輪を広げるため、共創拠点でございますくらしふと信州において、現在一部の高校で実施しております高校生による学校断熱ワークショップを全県に展開していくほか、環境問題や脱炭素化に関わりたい若者と脱炭素化に取り組んでいる団体とのマッチングを行うなど、若年層の参加を促進していく予定でございます。

また、若年層に人気のインフルエンサー等を起用したSNS等での広告動画などを活用しまして、若年層のさらなる環境への意識向上を働きかけていこうと考えております。

次に、脱炭素社会づくり県民会議開催の検討についてでございます。

県内では、本県のゼロカーボン戦略の策定見直しにも携わっていただいております法政大学教授であり信州大学特任教授でもございます茅野恒秀氏が中心となりまして、一昨年来、松本市のほか、箕輪町でも、住民が専門家からの情報提供を踏まえて気候変動対策について議論する気候市民会議や気候県民会議が開催され、数か月にわたりそれぞれ5回前後の議論が行われたところでございます。この会議には県の担当者も参加し、県ゼロカーボン戦略の説明を行い、ワークショップの議論にも加わったところでございます。

今後、県民の意識向上や具体的な行動変容を促すとともに、様々な政策提言の場とするためにも、県のレベルにおいても同様の会議の開催を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、理解しやすい数値目標と、企業や個人等が取り組むべきことの明示についてでございます。

数値目標を県民にとって身近なものにし、具体的な行動を明示して取組を促していくことは大変重要であると考えております。こうしたことから、一昨年度策定しました長野県ゼロカーボン戦略ロードマップでは、数値目標の達成に向けて県民等に重点的に取り組んでほしいこととして、例えば、マイカー通勤・通学の10人に1人は公共交通にですとか、年3%の継続的な省エネと再エネ利用で選ばれ続ける事業者へ、こうした県民に向けて要請する具体的な行動とその目標を掲げているところでございます。今後は、そのロードマップをゼロカーボン戦略に吸収し、県民や事業者に重点的に取り組んでほしい事項をさらに拡充して戦略に掲げていく所存でございます。

次に、生物多様性等の環境保全に係る啓発や人材育成・確保についてでございます。

環境を保全し持続可能な社会を形成するためには、県民や事業者の理解、必要な人材の育成確保を地域全体で継続的に取り組んでいくことが不可欠でございます。

県では、これまで、環境フェアやエコポスターコンクールの実施に加え、親子向けの体験型自然学習会、さらには生き物観察会や水質検査を体験します諏訪湖フィールド学習会など、幅広い世代を対象とした啓発活動を展開してきたところでございます。

また、信州環境カレッジにおいて、NPO、企業、大学等と協働しまして学校向けや広く県民向けの講座を開設するなど、地域における環境教育や体験機会の拡大により環境保全を担う人材の育成確保を図ってきたところでございます。

今後は、昨年12月に開設しました長野県生物多様性センターにおいて、生物多様性ポータルサイト「信州いきものがたり」の掲載コンテンツを拡充するとともに、気候変動と生物多様性との関係性をテーマにした学習会をくらしふと信州と共同で開催するなど、情報発信と啓発の一層の強化を図ってまいります。また、諏訪湖環境研究センターでの諏訪湖を五感で感じる住民参加型の環境モニタリングなど地域密着の取組を通じ、環境保全に関する意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。こうした取組によって、環境保全意識の醸成と行動の促進、人材の育成確保に力を注いでまいりたいと考えております。

最後に、水道水の供給体制の維持と技術者確保のための市町村支援についてでございます。

水道事業を安定的に持続するためには、水道施設の耐震化や老朽管の更新を進めるとともに、技術者を確保することは大きな課題であると認識しております。

こうした中で、本県が出資します公益財団法人長野県下水道公社においては、市町村からの要請に応じて、令和6年度から水道事業の技術支援を開始し、市町村職員に向けた研修会を開催するとともに、市町村から水道施設工事の設計・積算及び施工管理を受託しているところでございます。

また、県と県内市町村等で構成する長野県水道協議会では、水道施設災害等相互応援要綱を定めまして、災害や渇水などの有事の際、市町村相互の間で迅速な応急給水や復旧活動の応援を行うこととしておりまして、県は、事務局としまして、給水車の派遣や資機材の調達といった広域的なバックアップを担うこととしております。

さらに、県としましては、限られた技術職員を有効に活用していくため、市町村の枠組みを超えた広域連携の推進による業務の集約化や、水道施設台帳の電子化などDX技術の導入、民間の資金やノウハウを活用した官民連携の助言などを行ってきており、今後も引き続きこうした取組を推進することにより、市町村への支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）新規開発が可能な小水力発電量についてお答えします。

環境省の2019年調査によると、長野県の水力発電開発に係る残存ポテンシャル、導入可能量は、全国で4番目に多い31万キロワットであるとの結果が出されています。

本県の豊かな水資源を生かした水力発電に関して、県ゼロカーボン戦略では、2030年度まで

に、2023年度比で3万6,000キロワット、仮に500キロワットの発電所なら72基相当ですが、さらに2050年度までには18万8,000キロワット増やすことを目標としています。

こうした中、企業局では、新規の水力発電開発や既存発電所の大規模改修による再生可能エネルギーの供給拡大に取り組んできており、建設部からの移管分を含め、これまで26の発電所を設置し、現在の総出力は約11万キロワット、一般家庭の年間使用量換算で15%程度となっています。

今後、開発可能な水力発電についてですが、次年度から10年間の新たな経営戦略では、資金面や実施体制等も考慮した上で、発電所10か所の新規開発を予定しています。これにより、2035年度までに、出力で約6,000キロワット、発電電力量では一般家庭換算で7,600世帯分の増を見込んでおり、さきに述べたゼロカーボン戦略における目標、これは2023年度から2030年度までの増加目標ですが、これの4分の1程度を賄う計画としています。

さらに、本県の開発可能性を踏まえた新規候補地点の発掘に向け、今年度から県内26か所の河川等における網羅的な流量調査を開始しており、長期的な視点に立ち、企業局以外の様々な事業主体とも連携してゼロカーボン実現に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には6点の御質問を頂戴しております。

まず、Jークレジット制度の仕組みと県有林での取組についてでございますが、Jークレジット制度は、間伐など適切な森林管理により増加した二酸化炭素吸収量を国がクレジットとして認証し、企業等がこれを購入することで排出量削減に貢献できる仕組みでございます。

県では、平成24年に小海県有林の森林整備による二酸化炭素吸収量を県内で初めてJークレジットとして取得いたしました。これまでの14年間で3回、二酸化炭素換算で合計7,892トンのクレジットを創出し、本年1月末時点までに、契約件数151件、2,047トン、約3,200万円を販売しております。

また、県有林で培ったノウハウや令和4年度に作成しましたJークレジット創出マニュアルを活用いたしまして制度導入に向けた普及を進めてきたことにより、これまでに4市町村、3つの森林組合、また県の林業公社へと取組が広がってきたところでございます。

今後は、制度の一層の周知を図るとともに、Jークレジットの創出に新たに取り組む市町村等に対しまして、認証に求められる要件を満たすための助言など、その立ち上げを支援してまいります。

続きまして、林業就業者の雇用改善支援策についてでございます。

令和5年度以降、全国トップクラスの働きやすい林業県づくりを掲げまして、移住・転職者

への支援金給付、新規採用者に対する資格取得補助など、就労環境の整備を着実に拡充してまいりました。令和8年度もこうした実効性の高い支援を切れ目なく行い、林業就業者1,600人確保定着に向けて取り組んでまいります。

これまで、稼ぐ林業の実現に向けまして、主伐・再造林の推進や高性能林業機械の導入支援等を進め、生産性と収益性の向上を推進してまいりました。こうした取組に加えまして、林業機械の自動化や遠隔操作等による省力化・低コスト化を加速することで、事業体の収益構造を改善し、就業者の所得向上につなげてまいります。

また、安全面では、労働災害の縮減に向けまして、安全衛生教育の徹底、装備の充実、安全管理体制の強化など多角的な支援を講じてまいりました。令和8年度は、こうした支援に加え、林業技能検定の資格取得を支援し、学び直しを通じた安全技術レベルの底上げを図ってまいります。

次に、長野県森林づくり指針に掲げる再造林の進捗状況についての御質問でございます。

この指針に掲げる令和7年度の再造林面積の目標680ヘクタールに対して実績は480ヘクタールを見込んでおり、達成率は73%でございます。この指針では、令和5年度以降段階的に、かつ後年度ほど高い水準を求める計画としておりまして、令和9年度に年間1,000ヘクタールの達成を目標としています。計画で求める水準から判断いたしますと、現時点の進捗は厳しい状況にあると認識しておりまして、計画達成に向けた一層の主伐・再造林の推進が課題であると受け止めております。

続きまして、県産材の販路拡大と住宅での利用についてでございます。

県では、県産材製品等に関する知識と木材営業の実務経験を兼ね備えた9名を信州ウッドコーディネーターとして配置しております。これまで、県内では、町営住宅の建築や市役所の木製駐車場の整備、県外では姉妹都市の小中学校の校舎や首都圏の駅ビルの建築などで県産材が採用され、コーディネーターの活動が県内外での利用拡大に結びついております。令和8年度もコーディネーターの配置を継続し、関係者間の連携促進や情報共有を一層進めることで、県産材の強みを生かした販路の拡大に取り組んでまいります。

また、県産材を活用した住宅の建設促進につきましては、信州健康ゼロエネ住宅助成金におきまして、引き続き県産材の使用を要件とし利用促進を図るほか、令和8年度からは、製材工場と工務店等が連携し、エンドユーザーへのPRを行う取組を新たに支援し、より多くの方に県産材を選択いただける環境整備を進めてまいります。

次に、県内産苗木の確保状況についてでございます。

県や関係団体が設けました需給調整の場におきまして、林業事業者などから示される植栽本数の見通しを基に生産者が苗木づくりに着手しておりまして、現時点では必要となる県内産苗

木はほぼ確保できております。今後見込まれる需要増に対しましては、苗木生産施設の整備への支援に加え、事業者団体と連携した実践的な講習会の開催などによりまして生産技術の向上と生産拡大を図り、安定的な供給体制を構築してまいります。

また、花粉の少ない杉等への植え替えでございますが、これは令和6年度から約28ヘクタールで実施しております。あわせて、県の採種園の種子から育てた花粉の少ない杉の県産苗木は、令和8年度に出荷開始を見込んでおります。こうした取組を通じまして、スギ花粉の発生源を減らす対策を進めてまいります。

最後になりますが、森林の集約化やICTによる境界明確化の状況と今後の取組についてでございます。

効率的な森林整備の推進に向けて、県では、森林の航空写真や測量データなどを市町村等へ提供し、所有者や境界の特定に活用いただいております。あわせて、集約化に向けた森林経営計画の作成や、市町村が行う森林経営管理制度に基づく取組に対しまして支援を行っているところでございます。今後は、より一層の効率化を図るため、ドローン等のICT機器によるデータ収集やAIを活用した境界の推測に取り組みまして、境界明確化の省力化や高度化を支援してまいります。

また、林業・作業道の路網整備の状況でございますけれども、木材搬出の効率化に向けまして、林業経営に適した森林におきまして、林道と森林作業道を適切に組み合わせて路網整備を推進しております。近年は、新規の林道開設路線が減少する一方で、森林作業道の開設延長は直近の5年間で978キロメートル増加しております。今後とも、高性能林業機械による作業システムの構築の推進に向けまして、効果の発現が比較的早い森林作業道を中心に計画的な整備を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私には2点質問をいただきました。

まず一点目は、誰一人取り残さない避難に向けた防災・減災対策についてでございます。

令和元年東日本台風の際、気象警報や避難指示を多くの方が聞いていたにもかかわらず、浸水が起きた地域から約1,700人も多くの方が救助されるという事態になりました。豪雨等からの逃げ遅れゼロを実現するためには、県民自らが、避難に関する情報を受けた際に自分はどう対応すべきかについて平時から想定し、準備をしておくことが必要なことだと考えます。そのため、県では、ハザードマップ、避難所位置の確認、防災タイムラインの作成などの機能を有する信州防災アプリを用意いたしまして、出前講座などを通じ、避難時の対応についての周知を図っているところでございます。

また、自分一人での避難が難しい避難行動要支援者の方々については、市町村が実施する要支援者とそれを助ける人の情報等をまとめた地域支え合いマップや個別避難計画の作成を支援しております。

県政モニターアンケートでは、20代から30代の若年層の防災意識が低いとされていることから、SNSを通じて若年層向けの啓発を進めるなど、引き続き、様々な手段を通じ、誰一人取り残さない避難のための仕組みづくりを進めてまいります。

2点目、物資備蓄、市町村と連携した避難所の環境整備についてでございます。

避難所につきましては、令和7年4月時点で、県内で約3,900か所の避難所が指定され、500万人を超える想定収容人数が確保されている状況でございます。また、災害初期に必要な物資につきましては、地震防災対策強化アクションプランに基づき、想定される最大避難者数の最低3日間分を確保するという共通の考えの下、市町村と県において備蓄を進めているところでございます。

避難所の環境改善につきましては、代表市町村とのワーキンググループにおいて、スフィアの考え方に基づく避難所設営の具体例や性差への配慮、子供たちの居場所づくり等を検討しており、改訂版の避難所運営マニュアル策定指針を年度内に作成し、周知していく予定でございます。

さらに、避難所の在り方が多様化し、国においても避難所以外の場所にいる避難者の方々への支援も対象とすることを明確化したことから、在宅、車中泊の避難者への対応なども並行して進めていきたいと考えております。

今後は、改訂する指針の内容を踏まえ、避難所開設の手順や過去の避難所で見られた課題への対応などを学ぶための研修会を開催するとともに、市町村と共同して在宅や車中泊避難者への支援の在り方も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県内市町村のDXの取組への支援の状況について御質問をいただきました。

人口減少下においては、デジタル技術の一層の活用が不可欠ですが、小規模市町村が多い本県では、デジタル人材が不足しているところです。このような状況を踏まえ、まず全体的な支援として、県内全ての市町村と県が参加する協議会を活用し、共同で事例の研究や共同調達などを進めております。

また、個別支援として、昨年度から実施している市町村DX推進支援事業において、県が確保した外部デジタル人材を各団体へ派遣し、業務プロセスの見直しやデジタルツールの導入な

ど、それぞれの取組状況に応じた伴走支援を行っているところであり、来年度予算案にも必要経費を計上しております。

現在、特に、市町村の書かない窓口、行かない窓口といったスマート窓口の実現に向けて力を入れており、各団体の目指す姿や取組の道筋をつけるところから支援を進めているところです。引き続き市町村が主体的、継続的にDXを推進できるよう、必要な支援を実施してまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には6件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、DXアクションプランにおける県内産業への支援状況についてです。

産業分野全体を対象に、DXを加速するツールの導入やデジタル人材の確保など基盤整備を進めるとともに、商工業、観光、農業、林業といった各分野における取組の深掘りも進めております。

まず、デジタルツールの導入に向けては、デジタル化一貫支援サイトを開設し、省力化や生産性向上が期待できるデジタルソリューションの情報提供、専門家による相談対応、伴走支援など、導入から活用まで一貫した伴走支援体制により県内事業者を支援しているところです。

また、事業者の人材育成計画策定を支援し、社内でデジタルスキルを習得する人材の育成につなげるとともに、デジタル分野のスキル習得や社内DXを推進する人材を育成するための講座を実施し、事業者のデジタルスキルの向上を図っているところです。

加えて、宿泊施設等における顧客予約管理システムの導入支援、スマート農業に関する技術を紹介する研修の実施、林業におけるドローンを活用した運搬技術の導入などスマート林業に向けた支援など、各分野においてデジタル技術の導入・活用も後押ししております。

次に、最低賃金額の経過と公労使の評価、生産性との関連、雇用への影響についての御質問です。

直近10年間の本県の最低賃金は、令和2年度を除き、平成28年度から令和4年度まで20円から30円台の引上げが続き、引上げ率は3%台で推移しておりましたが、令和5年度からは引上げが大きくなり、令和5年度では、額で40円、率で4.41%の引上げ、令和6年度では、額で50円、率で5.27%の引上げとなっております。そして、今年度は、過去最大となる、額で63円、率で6.31%の引上げが行われ、最低賃金は、時間額で1,061円と、1,000円を超えました。

これは、長野労働局が設置する長野地方最低賃金審議会において、公労使の代表委員の度重なる審議を経て決定されたものです。今年度の審議では、賃上げについては賛同であるものの、

改定額をめぐり労使間で大きな隔たりがあったと聞いております。

今年度の答申に対する考え方として、労働者代表委員からは、目安から少しでも高い額を示したかったが、実現せず残念である。一方、使用者の代表委員からは、特に小規模事業者への影響は大きい。さらに、公益代表委員から選出された審議会会長からは、県内の消費者物価指数や業況判断などから目安どおりが妥当と判断したといった発言があったと承知しております。

最低賃金に限らず、賃金引上げには原資の確保が不可欠であり、そのために、事業者の生産性向上が求められます。生産性向上が進まない場合には、雇用の維持を含め、事業継続に影響が生じる可能性も否定できないと考えており、県では賃上げ環境整備のための支援策をしっかりと講じてまいります。

次に、最低賃金額1,500円を目指す方向に対する県としての今後の対応についての御質問です。

本県では、令和8年度当初予算においても企業の賃上げを総合的に支援してまいります。具体的には、賃上げ環境整備支援事業により、生産性向上に資する設備投資や人材育成を支援し、1,500円を目指して一定の金額まで賃上げを行った場合に、さらに自己負担を軽減するインセンティブを設け、賃上げ環境の整備を強力に推し進めてまいります。

また、専門家派遣等や長野県価格転嫁サポーターによる企業訪問を通じた適正な取引環境の実現、副業・兼業人材を活用し、受注拡大や経営課題の解決を支援する取組などを進め、中小企業の課題に寄り添って賃上げ原資を確保できる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

次に、中小企業振興条例の取組状況についてのお尋ねです。

県では、県内の中小企業者が地域社会と産業を支える重要な存在であることを踏まえ、その持続的な成長を図ることを目的に、長野県中小企業振興条例を制定いたしました。

本条例の大きな特色は、議員御指摘のとおり、産学官金に加え、労働団体や県民を含む幅広い主体が中小企業を支える存在であることを明確にしている点にあります。中小企業者の自主的な経営革新の促進や県産品の利用拡大による地域経済循環の強化といった基本理念の下、県全体で中小企業振興に取り組む枠組みを定めております。

県では、こうした条例の趣旨を踏まえ、経済団体、教育機関、金融機関、労働団体など中小企業に関わる各分野の代表で構成する長野県中小企業振興審議会において施策の実施状況や成果を報告するとともに、施策の方向性を議論いただくことにより、多くの関係者に条例の趣旨を踏まえた施策の実現に関与していただいております。

また、審議会でもいただいた御意見は施策の改善に適切に反映し、より実効性の高い支援となるよう努めております。加えて、地域振興局ごとに開催している人財確保・生産性向上連携会

議においても、関係機関が参画し、中小企業振興施策の紹介や地域課題の共有を通じて、条例が掲げる連携の理念を地域レベルで具体化しているところです。今後とも、本条例の基本理念を踏まえ、本県産業の基盤を支える中小企業の皆様が持続的に発展できるよう、多様な主体の協働による取組を県全体で着実に進めてまいります。

次に、価格転嫁の状況と促進の取組についてです。

中小企業庁の最新調査によれば、コスト全般の価格転嫁率が53.5%であるのに対し、人件費の価格転嫁率は50.0%にとどまっており、人件費の転嫁が特に進みにくい実態が示されております。また、サプライチェーンの段階別価格転嫁率では、1次請けが54.7%である一方、4次請け以降では42.1%と低く、取引段階が下流に行くほど価格転嫁が困難になる実態が明らかとなっております。

その原因としては、下請事業者側の取引停止などの不安による交渉のちゅうちょによる積極的な協議の不足や、発注者側の価格に対する説明不足などが挙げられております。このため、県では、価格交渉ノウハウを学べるセミナーの開催や動画の提供、中小受託取引適正化法、旧下請法の改正内容の周知に加えて、400名を超える長野県価格転嫁サポーターによる支援を通じて、サプライチェーンの各段階で価格交渉や取引の適正化が進むように取り組んでおります。

さらに、今後は、こうした取組に加え、取引停止などへの不安を抱える事業者が、既存顧客への依存度を下げ、自社の強みを踏まえて価格交渉できるよう、大手メーカーへの技術提案商談会の開催や新たな販路開拓を進めるなど、多くの県内の下請事業者において価格転嫁が着実に進むよう強力に支援してまいります。

最後に、中小企業の振興による活力ある長野県企業の創出と牽引についてのお尋ねです。

本県の中小企業は、先ほども申し上げましたとおり、地域経済の重要な担い手である一方、事業承継や人材不足など多様な課題に直面しております。県としては、中小企業が将来にわたり成長できる環境づくりを重視し、成長投資、生産性向上、人材確保、育成支援を重点に新年度の産業労働部の予算を編成したところです。

まず、航空宇宙分野や水素分野などの成長期待分野への参入支援やスタートアップの創出、誘致を進め、地域産業の稼ぐ力を強化してまいります。また、売上高10億円を目指す企業への総合的な経営支援など、経営革新に向けた取組を後押ししてまいります。事業承継につきましては、国の制度を活用した長野県事業承継・引継ぎ支援センターにより案件の掘り起こしや後継者のマッチングを進めることで、地域企業の技術や経営資源を次世代につないでまいります。

さらに、生産性向上に資する設備投資やリスクリング支援など、国の制度も活用しながら、賃上げ環境の整備や働き方改革を総合的に推進してまいります。商工団体や金融機関と連携しながら中小企業の皆様にこうした施策を確実に届け、成果に結びつくように、相談から導入、

運用まで切れ目なく対応することで企業の成長を力強く支えてまいります。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、職員採用の現状と労働環境の向上の取組についてでございます。

本県の職員採用につきましては、直近5年間、令和3年度から7年度の採用者数が年平均約230人で推移してきておりますが、今年度は約260人を見込んでおります。特に、社会人経験者の採用試験の実施回数を年2回から3回に増やしたことにより、採用者の約3割を社会人経験者が占めるなど、多様な人材の確保に取り組んでいるところであります。

あわせて、働く場としての魅力を高めるため、有給休暇の取得促進やフレックスタイム制、時差勤務といった柔軟な勤務制度の活用、執務室のフリーアドレス化やテレワークの推進など、時間と場所にとらわれない働き方の実現に向けた環境整備を進めております。

官民を問わず人材確保の競争が激しくなる中であっても、県で働くことの意義や働きやすさを実感していただけるよう、採用広報の強化や勤務環境の充実に取り組み、県民サービスの向上につながる組織づくりを進めてまいります。

次に、職員の中途退職の現状と職員採用の在り方についてであります。

直近5年間、令和3年度から7年度の離職者数は増加傾向にありますが、令和3年度の64人に対し令和6年度は131人ございました。今年度は約100人程度となる見込みでございます。昨年度と比較すると今年度は約30人の減少となっております。

近年の離職者の属性や理由を見ますと、年代は50代が3～4割を占め、次いで20から30代がそれぞれ2～3割を占めております。離職理由としては、50代では介護や健康問題が多いのに対し、20から30代ではキャリアアップや業務の量や質のミスマッチが多い傾向にあります。特に、業務の量や質のミスマッチにつきましては、組織としても改善すべき課題であると認識しており、業務の効率化を進めるとともに、採用広報、インターンシップを通じた業務内容の丁寧な情報発信などに取り組み、ミスマッチの抑制と人材の定着を図ってまいります。

また、職員採用の平準化につきましては、安定的に人材を確保していくため、社会人経験者の採用を強化し、令和3年度の約50人から令和7年度は約90人へと大幅に増やしているところであります。今後も、新卒、社会人双方の受験機会を確保しつつ、採用の平準化と人材の確保定着に向けた取組を進めてまいります。

3点目でございます。中途退職者との情報交換の場の設置とウェルカムバック採用の充実であります。

本県では、令和5年度から、県職員を退職した方を再び採用するウェルカムバック採用を開

始し、今年度までに事務・技術系合わせて7名を採用してきました。こうした離職者の再採用の動きは官民を問わず広がっており、国家公務員に関しましては、今年度の人事院勧告におきまして、民間経験や新たな視点を有しつつ公務や組織への理解を備えた即戦力であり、組織を安定的に支える重要な人材と位置づけ、今後再採用を進めていく旨が示されております。

県としても、ウェルカムバック採用をさらに進めていく上で離職者との継続的なつながりを維持することが重要であると考え、来年度、離職者とのネットワークを構築し、ウェブを通じてコミュニケーションができる環境を整備することとしております。こうした仕組みが将来的に組織を離れた貴重な人材のプールとして機能するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

まず、性別や国籍などにかかわらず活躍できる社会の実現についてでございます。

県では、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」を政策の柱に掲げて取り組んでおりますが、都道府県版ジェンダーギャップ指数の状況などから、ジェンダー平等の社会づくりに向けた取組はまだ不十分であると認識しております。

また、年々増加する外国人県民は、労働者であると同時に地域に暮らす生活者でもあり、その対応は急務となっております。このため、ジェンダー視点の幅広い施策への反映と多文化共生の推進を来年度予算の主要施策に位置づけたところでございます。

現在策定中の第6次長野県男女共同参画計画には、ジェンダーギャップの解消に向け、県のあらゆる施策にジェンダーの視点を反映するジェンダー主流化の考えを盛り込み、市町村、企業のトップの意識改革や、地域活動における女性参画を推進してまいります。

また、外国籍の方を含む全ての県民の皆様が地域社会の一員としてひとしく活躍できる社会づくりのため、現在調査中の県民アンケートの結果も踏まえ、有識者等による外国人政策検討懇談会での議論を深め、施策の一層の充実に努めてまいります。これら主要施策を着実に進めることによりまして、誰もが活躍できる社会の実現を目指してまいります。

続きまして、長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）におけます見直しの規定についてのお尋ねでございます。

現在条例について審議していただいております長野県人権政策審議会では、条例を何年か経過後に見直す規定を入れた方がよいとの御意見があった一方、条例は人権尊重の普遍的な理念を盛り込む県の人権施策の基礎となるものであるから動かさないほうがよいという御意見や、人権尊重や人権侵害行為等の禁止は普遍的なことなので簡単に見直せるようにするのは条例の

安定性を損なうとの慎重な御意見がございました。

また、この条例に基づいて新設予定の人権侵害行為等からの救済手段である人権オンブズパーソン制度（仮称）については、条例に改正規定がなくても運用状況を踏まえて必要な見直しを行うことができるとの御意見もいただいております。こうした議論の結果、審議会では条例の見直しを条文に明記しない方向で議論の集約が図られたことから、骨子案には見直しに関わる規定を設けておりません。今後、3月に予定されている審議会からの答申を踏まえて、条例化に向けて慎重に検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には5点質問をいただきました。順次お答えします。

まず、観光需要の喚起に向けた戦略、具体策についてのお尋ねです。

これまで、県では、世界水準の山岳高原観光地づくりに向け、稼ぐ観光地づくりや長期滞在型観光を推進してきておりますが、これをさらに進めていくために、本県が有する強みや個性を生かした観光の魅力向上と発信に取り組むことが重要と考えております。

今後、善光寺御開帳、諏訪大社御柱祭、国スポ・全障スポといった大型催事や、朝ドラ「巡るスワン」の放送など、全国的に注目が集まる絶好の機会が控えておりますので、令和8年度から本県の魅力向上につながる取組を鋭意進めてまいります。具体的には、令和9年度に本番を迎えるデスティネーションキャンペーンに向け、地域において観光資源の発掘や磨き上げを行うとともに、全国から旅行代理店などの観光事業者が集まる全国宣伝販売促進会議や三大都市圏などにおける商談会の開催によって、県内外に長野県魅力を強力に発信してまいります。

さらに、1月補正予算で事業化した体験割引キャンペーン「信州体験割」を3月下旬から実施する際には、県内各地の多様な体験プランを提供して周遊を促すとともに、長野県150周年記念事業とも連携して県内外の皆様への情報発信を行い、さらなる観光需要の喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光とスポーツを結びつけたこれまでの取組実績と今後の取組についてお答えいたします。

観光スポーツ部は、令和10年に開催する国スポ・全障スポを見据えるとともに、観光とスポーツの連携により効果的な施策推進を図るため、令和6年度に設置されました。観光、スポーツの各分野の取組を推進するだけでなく、観光とスポーツの連携による相乗効果を発揮することで地域の活性化を図る施策も実施しておりまして、今年度は、プロスポーツチームの連携強化や、観光とスポーツの連携による誘客に取り組みました。

具体的には、プロスポーツチームの持続可能な経営の実現と地域社会への貢献を目的とした

セミナーやフォーラムを開催するとともに、観光周遊や多種目のスポーツ観戦を促すことを目的に、複数の試合観戦が可能となるキャンペーンを実施し、多くの方々に御利用いただきました。

今後は、こうした取組も踏まえまして、スポーツ観戦を目的に来訪する方々の観光周遊を促すキャンペーンを継続して実施するとともに、民間企業や大学と連携したプラットフォームを設立し、観光をはじめ他分野とスポーツとの連携により社会課題を解決するためのプロジェクトにも取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、宿泊税に関する御質問ですが、まず宿泊税導入に当たってのシステム改修への対応についてのお尋ねでございます。

特別徴収義務者として徴収を担っていただく宿泊事業者の皆様には、宿泊税の導入に伴う会計システムの改修に必要な経費について、原則としてその全額を県から支援することとしております。

この事業の実施に当たっては、県下10地域で説明会を開催するなど様々な場面で御意見等を伺ってきたほか、準備に苦勞し申請が間に合わなかった事業者に対応するため、11月補正で予算を増額し、本年1月から2次募集を開始したところであります。

また、宿泊税を契機として、会計システムの新規導入などDXによる生産性向上に取り組む事業者への支援も併せて実施しておりまして、事業者の負担軽減が図られるように引き続き取り組んでまいります。

続いて、4点目の宿泊税の用途について、それから成果の検証についてお答えいたします。

宿泊税の用途につきましては、宿泊税活用計画にお示ししているとおり、主として旅行者の満足度向上や利便性の向上に資する施策に活用することとしております。具体的には、本県の多様な魅力を生かした観光コンテンツの整備支援や観光地を結ぶ二次交通の充実に加えまして、宿泊施設の集積地における観光まちづくりや宿泊施設のバリアフリー化など、宿泊滞在環境の向上に資する取組を支援することとしております。

そして、宿泊税の検討に当たりましては、これまでも特別徴収義務者となる宿泊事業者と意見交換を行ってきたところでありまして、県観光振興審議会の宿泊税活用部会にも県旅館ホテル組合会の代表に御参加いただき、用途の検討を進めてまいりました。税の導入後に毎年度実施する事業効果の検証についても、この宿泊税活用部会において意見聴取を行うほか、今後も様々な機会を通じて意見交換等を行い、ニーズの把握などに努めてまいりたいと考えております。

最後に、宿泊事業者の生産性と持続性の確保のための支援についての御質問であります。

宿泊事業者の生産性向上は喫緊の課題と認識しておりまして、1月臨時議会において計上し

ましたDX支援に係る補正予算を活用して速やかに支援を行ってまいります。また、持続的な経営が実現するように、宿泊税を活用し、経営力向上に資する人材育成研修を実施するとともに、宿泊施設の滞在環境向上による高付加価値化の取組を支援することとしております。

そして、市町村において有効に財源を活用できる仕組みとしては、地域の独自性を発揮するため創設した市町村交付金について、中期的な視点での取組や活用残額を有効に活用できるように基金への積立てができる仕組みとしたところであります。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には住宅の耐震化について御質問をいただきました。

住宅の耐震化は、能登半島地震を契機とし、その必要性について様々な広報媒体を活用して情報を発信し、県民への啓発に努めるとともに、県単独で耐震改修への上乘せ補助を行っております。

今年度における改修・除却の補助件数は、能登半島地震前の令和5年度と比較して2.2倍、昨年度と比較して1.3倍の約400件となる見込みです。さらに、来年度は今年度を上回る予算を計上しているところでございます。

また、補助対象の拡大について、能登半島地震の実績によりますと、旧耐震基準の昭和56年以前に建築された住宅は、倒壊・崩壊した割合が新耐震基準の平成12年以前に建てられた住宅の約4倍であったという調査結果が出ております。このため、まずは、より対策が急がれる昭和56年以前の住宅を優先して支援し、平成12年以前に建築された住宅につきましては次期耐震改修促進計画において所有者への啓発を位置づけ、効果的な情報発信に努めてまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には2点御質問をいただきました。

1点目、警察官の増員についてお答えいたします。

今回の増員は、我が国においてサイバー空間をめぐる脅威が引き続き極めて深刻な情勢にあるほか、特殊詐欺をはじめとする匿名・流動型犯罪グループによる犯罪が重大な脅威となっていることなどを踏まえ、全国で475人の地方警察官の増員が認められ、このうち本県警察に5人が配分されることとなったものであります。県警察では、こうした増員の趣旨を踏まえ、サイバー捜査部門や組織犯罪対策部門への配置を予定しているところであります。

2点目、特殊詐欺事件についてお答えいたします。

令和7年中の県内における電話でお金詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は454件と、前年に比べ89件増加してございました。県警察では、犯人からの電話を受けないため

の国際電話利用休止等の電話対策、金融機関と連携した対策、ライポリス等を活用した広報啓発などを行い、被害の防止を図っているところであります。

また、犯罪の広域化に伴う捜査体制についてであります。令和6年4月からは、都道府県警察が緊密に連携して、被害が発生した場所や被疑者の所在地等にとらわれることなく捜査を行う特殊詐欺連合捜査班、T A I Tを設置して、全国警察が一体となって捜査活動を展開しているところであります。

以上であります。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）これからは私の独自の質問に移ります。

先ほど米沢産業労働部長からお話がありましたが、長野県におけるスタートアップ企業の育成についてももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

県内経済を担う次世代産業を創出し、産業の活性化を図るため、スタートアップ企業への支援は重要であると考えます。これは、今御説明をいただいたとおりですが、これまでの県の取組と、私が言いたいのはこれからであります。ユニコーン企業、これは、評価額が10億ドル以上ですから約1,500億円以上、設立が10年以内、ステータスは未上場、株式公開はしていないというのが定義になってはいますが、これは無理にしても、スタートアップ企業からさらに大きくするための人、物、金、情報等の支援策を講じて、ここが先ほどの産業労働部長の答弁とは少し異なるところであります。ミニユニコーン企業を産業別に基準を設けて育てていくべきではないかと。やはり環境、状況が違いますから、産業別にこういう育成策が必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。

続いて、データセンターの県内誘致について伺います。

A Iが普及し、膨大な量の情報処理が必要となり、データセンターの誘致や建設が国内各地で行われています。日本では、2024年（令和6年）3月時点で219か所となっておりますが、米国の5,381か所、欧州主要7か国の合計2,100か所と比べて非常に少なく、米国の僅か4%、欧州の10%程度です。しかし、生成A Iの普及やD Xの進展に伴い、国内のデータセンター投資は加速しており、市場規模は、2024年（令和6年）に約4億円、2028年（令和10年）には約5兆円を超えると予想されております。総務省の予測です。現在、東京圏と大阪圏に集中していますが、政府はデジタル田園都市構想を掲げており、リスク分散の意味からも、北海道や九州等地方への分散が進められています。一方で、莫大な電力を必要とすると言われ、原発再稼働の理由にもなっています。

しかし、北海道では、冷涼な空気と豊富な雪を活用し、データセンターの冷却用電力を大幅に削減。最大4割削減できると言われておりますが、グリーンデータセンターに取り組んでおら

れます。主な手法は、外気を直接取り込む外気冷房や冬の雪を貯蔵して夏場に活用する雪冷房です。これにより、消費電力の多い空調コストを抑え、CO<sub>2</sub>排出削減と地産地消型エネルギーの実現に貢献しています。

北海道における冷却の主な特徴と事例を挙げます。

雪冷房、ホワイトデータセンター構想と言うそうではありますが、美唄市などで実用化されています。冬の除排雪を貯蔵して夏にサーバールームの冷却へ利用。冷房コストが半分以下に削減され、効果が上がっています。冷却後の排熱はウナギやアワビの養殖、野菜栽培に活用しています。

外気冷房型です。石狩データセンターなどで使っているようではありますが、さくらインターネットの石狩データセンターなどでは、冬期だけでなくほぼ通年で低温な外気を取り入れ、サーバールームを冷却。消費電力を低く抑えています。メリットは、低いランニングコスト、環境負荷低減、地政学的リスクの少なさ等です。

これらの技術により、データセンターの効率を示す指標、PUEは1.11程度を実現し、効率的でサステナブルな運用が行われています。ちなみに、PUE（電力使用効率）とは、データセンターのエネルギー効率を示す主要指標で、施設全体の消費電力をIT機器の消費電力で割って算出します。値が1.0に近づくほど空調や照明などの付帯設備に消費される無駄な電力が少なく、効率が高いとされています。理想は1.0であります。目安は、平均的施設は2.0~3.0程度で、2.0以下が効率がよく先進企業と言われていますが、グーグルなどではもう1.1以下を達成しているそうでもあります。改善のメリットは、電気料金の削減、CO<sub>2</sub>排出量の削減、持続可能な運用の実現などです。改善方法は、今申し上げましたが、空調の最適化やサーバーの配置の見直し、省エネ機器の導入などがあるそうでもあります。

ここからであります。長野県も北海道と同様に冷涼な天候と豪雪地帯があり、グリーンデータセンターの適地だと思いますが、誘致する考えはあるか。米沢産業労働部長に伺います。

続いて、農政であります。畜産の維持・振興策について知事にまず伺います。

長野県の酪農を含めた畜産の販売額は、失われた30年で生産額が約300億円減少しました。その過程で、多くの畜産農家が離農し、生産量も激減しています。平成2年（1990年）と最新統計である令和6年（2024年）の飼養戸数と頭羽数を挙げます。

乳用牛は、戸数は2,340戸から222戸と91%減、頭数は4万6,200頭から1万3,000頭で72%減。肉用牛は、戸数は3,450戸から308戸と同じく91%減、頭数は5万7,700頭から2万1,000頭で64%減。豚は、戸数は930戸から46戸と95%減、頭数は20万頭から5万3,000頭で74%減です。採卵鶏に至っては、戸数は4,730戸から17戸と99.7%減、羽数は149万羽から69万羽と54%減と、まさに激減しています。飼養戸数に至っては、全部足しても600戸に満たず、飼養農家は懸命

に努力していますが、規模拡大だけでは飼養数減少をカバーし切れないのが現状です。

このような状況の中で、主要な家畜の飼育数及び農家戸数の推移及び今後の見通しをどう捉え、今後の畜産の維持に向けた振興策にどう取り組むのか、知事に伺います。

続いて、農業関係であります。

長野県農業は、冷涼な天候を生かし、先ほど丸山議員もおっしゃっておられましたけれども、園芸品目を中心に全国に販路を持ち、産地として確固たる地位を築いています。また、米も、他産地が温暖化の影響を受け品質低下で苦しむ中、地勢や環境にも恵まれ、品質も単位面積当たりの収量も全国トップ水準を維持しています。それを品質開発や技術面で支えてこられた県の農政部や試験場の努力に敬意を表する次第です。

そこで、以下、村山農政部長に伺います。

農業における温暖化対策についてです。温暖化により栽培困難、または栽培可能となった品目や品種について伺います。二つ目です。温暖化対策として開発した品種や技術の状況について伺います。

項目2です。長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例の現状と伝統野菜の維持対策について伺います。

一つ、条例施行後、県で開発した品種数と普及状況について伺います。二つ、信州の伝統野菜の増減と産地・野菜名について伺います。三つ、種子管理団体における信州の伝統野菜の種子の保存の意義と状況について伺います。

最後に、現状の長野県農業の立ち位置、また、強みと弱みの評価、今後どのように県内農業を誘導していくべきか、村山農政部長のお考えを伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には、スタートアップについて2点、データセンターについて1点御質問をいただきました。

まず、スタートアップについて、これまでの支援、取組の状況についてです。

これまで、県では日本一創業しやすい県を掲げ、スタートアップ企業の創出に向けて支援策の充実を図ってまいりました。主な取組としては、長野市と松本市に信州スタートアップステーションを開設し、専門家による創業相談に対応。県内金融機関と連携し、信州スタートアップ・承継支援ファンドを設け、創業初期に必要なリスクマネーを供給。スタートアップ企業が事業アイデアを発信する場として信州ベンチャーサミットを開催など、創業前後の段階を支える様々な支援を行ってまいりました。

こうした取組の成果として、本県のスタートアップ企業数は、信州スタートアップステーション設置前の2019年度時点で54社であったものが、現在は112社まで増えており、大きく増

加しております。

次に、スタートアップ企業のさらなる成長に向けた方策についてです。

本県は、昨年6月、内閣府から全国13都市の一つとして第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定されました。拠点都市計画では、医療・ヘルスケア、フードテック、環境・エネルギー、次世代モビリティ・ものづくりの分野を重点領域とするとともに、本県の豊かな自然環境を生かした実証フィールドの活用を特色としています。加えて、エコシステムの強化に向け、資金調達環境の整備やスタートアップ企業の集積につながる取組を進めていくこととしております。

こうした方針を踏まえ、令和8年度当初予算では、国内最大規模のスタートアップイベント S u s H i T e c h T o k y o と連携し、ベンチャーキャピタルやスタートアップ企業との新たな出会いを創出する S O B A T e c h N A G A N O を本年4月に開催する予算。それから、民間投資の促進を目的に、県内スタートアップに対しベンチャーキャピタルが投資を行った際に県も連携して助成する新たな支援制度の創設など、エコシステムの強化に必要な予算を計上したところです。この結果、先ほど議員に御指摘いただいたミニユニコーンとなり得るスタートアップが生み出されるようにしっかりと支援に取り組んでまいります。

一方、議員御提案の一定程度の基準を設け支援策を行っていくことに関しましては、事業者のニーズがどこにあるのか、どういった支援策が有効であるのか、県経済に対してどういった影響を及ぼすことになるのか等を考慮し、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

最後に、データセンターの誘致・建設についてです。

A I の普及に伴い、膨大な計算処理を担うデータセンターの社会インフラとしての重要性は一層高まっているものと認識しております。議員御指摘のとおり、本県は、冷涼な気候に加え豊富な地下水を有することから、データセンター運用の課題である冷却面で優位性があり、さらに、首都圏からのアクセスのよさも相まって、立地環境としても一定の優位性があると考えております。

一方で、十分な電力供給や用地の確保、通信インフラの整備、環境負荷への対応など、解決すべき課題も多く存在すると認識しております。県としては、こうした点を踏まえ、国の動向や県内企業のニーズをしっかりと把握するとともに、地域へのメリット、デメリットを丁寧に見極めながら、再生可能エネルギーを活用した小規模分散型データセンターや最新の冷却技術の特徴とするデータセンターなど、グリーンデータセンターの誘致が県にとって有効な選択肢となり得るか検討を進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には畜産の維持・振興について御質問をいただきました。

まず、家畜生産の推移と見通しでございます。

家畜の飼養戸数は昭和30年代、そして飼養頭数は昭和40年から50年代をピークに、牛肉の自由化など国際競争の激化、畜産をめぐる環境の変化により大きく減少してきております。大規模な施設の整備により、1経営体当たりの飼養頭数の増加が見られるものの、戸数及び頭数は依然減少しており、今後さらに減少することが懸念されております。

今後の畜産振興策についてでございますが、畜産業は、家畜の命を大切に育み、その恵みを消費者にお届けすることで食卓を豊かに彩る欠かせない産業だというふうと考えております。松本市食肉施設の閉鎖という大きな転換期に当たり、県として取り組むべきことを畜産業の持続的な発展に向けた支援策として取りまとめました。

付加価値、生産性向上、経営規模拡大、流通拡大、ブランド価値向上などを支援させていただくとともに、松本食肉施設の閉鎖に伴う影響の緩和など、支援策の内容、規模ともに踏み込んだ支援を今後行っていきたいと考えております。

令和8年度からの5年間を重点支援期間と位置づけ、集中的に支援を実施することで、生産者をはじめ畜産関係者が将来に希望を持っていただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には農業問題について6点御質問をいただきました。

初めに、温暖化によって栽培困難、反対に栽培可能となった品目や品種についてのお尋ねでございます。

温暖化の影響は近年深刻化しておりまして、県内各産地において、米の白い濁りや割れ、果樹の着色不良、レタスの結球不良等が発生するなど、品質や収量の低下により既存品種での栽培が難しくなってきております。

一方、標高700メートルを超える地帯でも成熟に必要な温度を確保できるようになったコシヒカリや、高標高地でも冬越しができるようになった醸造用ブドウ、暖房コストが低減でき営利栽培が可能となった南信地域のかんきつ類など、これまで栽培ができなかった地域において新たな品目・品種が広がりを見せております。

次に、温暖化対策として開発した品種や技術の状況についてでございます。

温暖化に対応する品種としては、高温下でも障害が発生しにくいリーフレタスを開発したほか、本年度、高温耐性を備えた水稻1品種の登録を申請したところであり、今後、着色のよいリンゴ1品種を予定しております。

温暖化に対応する技術としては、リンゴ栽培で遮光ネットによる日焼け果を防止する技術な

ど、生産者が取り組みやすい管理方法を開発したほか、現在の気候に対応できるよう、病虫害防除や肥料散布のタイミングの変更など、既存技術の見直しも進めているところでございます。また、カーネーションやイチゴの施設園芸では、細かい霧を噴射し、夏場の高温と乾燥状態を緩和する冷房装置を開発し、品質や収量の向上に効果を上げております。

次に、種子に関する県の条例施行後に開発した品種数と普及状況についてでございます。

本県では、高品質な種子の確保と安定供給の仕組みを維持していくため、長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例を制定し、令和2年4月1日に施行いたしました。新たに県が開発した主要農作物の品種数については、国に品種登録の申請をした日を「開発した」とした場合、条例制定後では、稲で3品種、小麦で2品種、大豆、そばでそれぞれ1品種となります。

普及状況につきましては、例えば、うどんなどの麺に適する小麦の新品種は倒れにくいといった栽培上の特性もあることから、生産者、実需者双方の要望に応えられる品種として、県産小麦の約3割を占める作付となっております。その他の新たな品種についてはこれから本格的な栽培が始まりますので、生産者、実需者からの要望を踏まえながら随時普及拡大を図ってまいります。

次に、伝統野菜の増減等についてでございます。

県では、地域の気候風土に生まれ、歴史的な食文化が形成される中で、種子の保存、改良がなされてきた野菜のうち、昭和30年代以前から栽培され品種特性が明らかなことなど一定の基準を満たすものを信州の伝統野菜として平成18年から選定しております。令和2年に種子条例を制定してからは、伊那市の芝平なんばんや天龍村の十久保南蛮、泰阜村のやすおか源助大根など8品種を新たに加え、現在85品種を選定しております。

次に、信州の伝統野菜の種子の保存の意義と状況についてでございます。

県としても、貴重な伝統野菜の遺伝資源を守り伝承していくことは重要であると考えていることから、種子条例に品種維持のための種子の保存を位置づけ、種子管理団体である長野県原種センターにおいて種子で繁殖するものを無償で預かり、現在43品種を保存しております。以前は地域の生産グループの希望により保存を行っていましたが、令和6年度からは種子保存を義務づけることとし、順次保存数が拡大しているところでございます。今後も、生産、実需が求める品種開発を行うとともに、条例に基づき、米・麦などの主要農作物と信州の伝統野菜の種子の確保と安定生産供給に努めてまいります。

最後に、本県農業の立ち位置、強み・弱みの評価、今後どのように県内農業を誘導していくべきかというお尋ねでございます。

本県は、レタスなど生産量で全国の上位を占めている園芸品目を複数有するとともに、果樹

ではリンゴやブドウなどにおいてポテンシャルの高いオリジナル品種の生産が進み、全国への総合供給産地としての地位を確立しているところがございます。

本県の強みは、議員からお話のあったとおり、高温傾向が続く中でも冷涼な気候を生かした高品質な生産が可能であることや、流通面では3大消費地へバランスよくアクセスできる立地条件などが現在の地位を支えていると捉えております。

一方、弱みとしては、中山間地域を中心に傾斜がきつく狭隘な農地が多く、規模拡大が進めづらいこと、生産コストの削減効果が現れにくいこと、さらに、小規模農家が多いことにより1経営体当たり所得水準が他県よりも低いことなどが挙げられます。

こうした弱みを克服するため、次年度には、農地の集積・集約化の加速化や持続的な農業を担う法人経営体の育成、参入の促進などに取り組むとともに、強みである園芸品目の安定生産や品質向上等への支援により競争力を一層高めてまいりたいと考えております。これらの取組によりまして、引き続き総合供給産地としての地位を維持するとともに、第4期長野県食と農業農村振興計画で掲げるくだもの王国づくりの推進など、本県の特徴を徹底的に伸ばすための施策により、持続的で稼げる農業の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）それぞれ懇切な答弁をいただきました。

医療関係で私がこれから発言しようと思ったことを知事や笹渕健康福祉部長にほとんど言われてしまいましたので、ちょっと別のネタを使います。

知事からも御答弁をいただきましたし教育長からもお話をいただきましたウェルビーイングとか社会的共通資本、今、農業にも触れましたけれども、長野県はこういう豊かな社会的共通資本に恵まれているのだなと答弁を聞いて思った次第でございます。

ウェルビーイングも、私は生かじりで教育委員会には大変失礼なことも申し上げてきたわけでありましてけれども、調べてみますと、WHOが1946年から使っている言葉だそうで、日本では大体2000年の初頭から文科省あたりで使っていましたが、最近になってやたらめったら言葉を聞くようになりました。最近、SDGsではなく、Dのところをウェルビーイングに変えてSWDsと言って、これが併存した価値のような論文も今かなり出ているところでもあります。

こういう用語をヨーロッパやアメリカの概念から入れ込むのは本当に大変だと思いますけれども、それを現場でどうやって保護者の皆さんや生徒の皆さんに教えていくのか。先ほど教育長も苦勞されておられましたけれども、なかなか難しいものがございますので、このことを踏まえて、私どもとしても、社会的共通資本、ウェルビーイングの普及拡大に向けてみんなで努力をしてまいりたいというふうに思います。

大分時間を余しておりますけれども、これで私の代表質問を終わります。

---

○副議長（中川博司君） 会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、明20日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時6分延会